

平成26年第3回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成26年6月11日(水曜日)

議事日程 第1号

平成26年6月11日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について(委員会管内視察報告)
- 日程第 5 請願・陳情文書表
- 日程第 6 発議第10号 議員派遣の件について
- 日程第 7 報告第 2号 平成25年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 3号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第28号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業ロータリ除雪車購入契約の締結について
- 日程第10 議案第29号 みなかみ町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第30号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第31号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第32号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第33号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 一般質問
- ◇ 高橋久美子君・・・ 1. 水源の町として、指定ゴミ袋の料金の考え方について
2. 高齢者の認知症の方の徘徊について
- ◇ 石坂 武 君・・・ 1. 地区別懇談会の再開について
2. 合併後の効果と結果について
- ◇ 中島信義 君・・・ 1. 鹿野沢以北の生活道路の整備について
2. 旧幸知小学校校舎の解体を早期に実施と跡地の活用について
3. 大穴ジャンプ台の在り方について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番	森健治君	11番	山田庄一君
----	------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋正次	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	増田伸之君
総合政策課長	増田和也君	税務課長	中島直之君
会計課長	篠田朗君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	上田宜実君	生活水道課長	高橋孝一君
農政課長	原澤志利君	観光課長	澤浦厚子君
まちづくり交流課長	宮崎育雄君	地域整備課長	石田洋一君
教育課長	岡田宏一君	水上支所長	高野一男君
新治支所長	田村良一君		

開 会

午前9時 開会

議 長（河合生博君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成26年第3回みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（河合生博君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 平成26年6月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本年は、昨年と違い水不足もなく、順調に田植えも終了し、美しい緑も一層色を増しつつありますが、梅雨に入りましてから、各地で局地的な豪雨により災害も発生しております。幸いなことに、ここみなかみ町においては、今のところ平穏な状況でありまして、このまま夏本番を迎えられることを願うところであります。

さて、議員各位には、6月定例会招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

先般の5月に開催された臨時議会で、議長、副議長が就任され、3つの常任委員会に加えて4つの特別委員会も設置され、町政の方向づけのための体制が組織されたところであります。特に、新たに交流調査特別委員会、地域活性化対策特別委員会の2つの特別委員会が設置されました。

休会中も議会全体で、あるいは委員会ごとに、現場の調査であるとか、委員会討論など熱心な取り組みがなされ、先月新たな議会構成になって以来、連日何らかの委員会が開催されている状況と承知しているところでございます。いつもながら、議員各位の熱心な取り組みに敬意をあらわし、また感謝申し上げます。

改めて、執行部の各責任者に対し、議会の委員会等による研究検討に必要な資料の作成であるとか、外部有識者との調整等については、議会とよく相談しながら、積極的に議会活動の支援に努めるように指示させていただいたところであります。

さて、最近、多くの会議等で必ず引用されるのが、先般、メディアによって広く報道されました日本創成会議の報告書であります。これは、国立社会保障・人口問題研究所の既に発表しております2040年に向けた人口動向をこの間の大都市集積がさらに進展しているという視点から修正推計し、特に若年女性の人口が半減する市町村を、1万人以下の

場合、消滅市町村と名づけ、人口変動を強調して報告したというふうに承知しております。検討会の中の委員の方にお話を伺う機会がありましたが、その方でさえ、客観的でないと非難される余地はあるものの、世の中に警鐘を鳴らす意味でも強調して発表したというご発言を聞いたところでございます。しかし、現在までのトレンド値をもとに変化要因を加味して推計した数字ですので、何もしなければ、あるいは、今までのやり方のままでは推計は実現するという可能性があります。

このような点からも、みなかみ町は従来、豊かな各種資源を守り、生かして、そして広めながら交わるという点を言ってまいりました。この辺の重要性がさらに増してきておると認識しているところですし、活性化と交流の2つの特別委員会を新設されたことについては、まことに時期を得たものであり、議会の炯眼に敬服するところでございます。

もう1点のまちづくりの論点ですが、12月の議会で条例を決定していただき発足いたしましたみなかみ町まちづくりビジョン策定委員会は、委員長を初め、委嘱いたしました委員各位により熱のこもった討議を続けていただいております。これまでの検討の方向性について中間報告として、去る5月27日にカルチャーセンターにて、町民に幅広く公開されました。私も参加させていただきまし、議員の多くの方々もご参加いただきました。

一言でまとめてみると、中間的な段階の結論としては、みなかみ町の持つ豊かな自然を生かし幅広く情報発信していくためには、ユネスコエコパークの認定を取得し、みなかみ町全域を対象地域として、環境に配慮したまちづくりを展開していったらどうかという提案と受け取らせていただきました。このため、エコパークの最初のアプローチなり、取り組みを始めるための予算についても、本日お願いいたします補正予算に計上したところであります。

また一方、5月から6月にかけては、事業目的ごとの各種全国協議会等の年度総会の時期でもありまして、役職をやらせていただいております各総会に参加させていただきました。関東国道協会、道路整備促進期成同盟会全国協議会、全国治水砂防協会、ダム・発電関係市町村全国協議会、全国中山間地域振興対策協議会、全国街道交流会議、利根川治水同盟などがございます。これらの機会に、分野ごとの問題について関係各省の副大臣、政務官等に要望させていただき、国の行政機関では、局長を初めとする担当課長とさまざまな意見交換をさせていただくことができました。

また、別のことですが、富岡製糸場と絹産業遺産群がイコモスの推薦決定により、6月のユネスコ会議において世界遺産として登録されることがほぼ決定したと言われております。既に多くの観光客が富岡製糸場などを訪れておりますが、県と連携し、広域観光圏としてみなかみ町の温泉に宿泊いただける手だてを早急に進める必要があると考えており、準備に着手したところでございます。

この間、県の世界遺産推進課と打ち合わせるなどしておりますが、世界遺産登録が高度に洗練されてしまった結果、養蚕や蚕の飼育そのものの視点が弱くなっていると受けとめております。このため、農村景観の中で、養蚕の現場やお蚕そのものに触れることができる施設など、体験施設も必要と考え、これらの施設をみなかみ町内に整備することに早期

に着手したいと考えております。これに要する当面の経費についても補正予算に組み込んだところであります。

今まで述べました何点かに加え、その他のものを含めたみなかみ町の検討事項の中で県と調整しながら進める必要のあるものについて、先日、大澤知事を訪ね、意見交換をさせていただきました。もとより公務多忙な知事との協議ですから、十分に意を尽くせたとは言えませんが、知事との意見交換をもとに、個別に県庁各所管課と協議調整してまいりたいと思っております。

さて、本日までご提案申し上げます案件は、報告3件、諮問2件、契約締結1件、条例改正4件、補正予算1件であります。これらにつきましては、後ほど、それぞれの提案理由をご説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（河合生博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

2番 森 健 治 君
11番 山 田 庄 一 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（河合生博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月11日より、6月20日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月20日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（河合生博君） 日程第3、議長諸報告を行います。

4月20日、みなかみ町議会議員選挙により18名の議会議員が選出され、4年間、町民の皆様方からの負託を受け、安心・安全なまちづくりに鋭意努力する所存でございます。

私、河合生博が、5月13日の臨時議会におきまして、議員各位のご理解のもと議長に選出され、連日催しや各種総会等に参加させていただいております。

5月15日、みなかみ町カルチャーセンターにおいて観光協会定時株主総会、5月23日、利根地方総合開発協会総会・国道17号バイパス促進協会総会・利根郡議長会を開催し、議長会副会長に片品村の飯塚議長を選出いたしました。5月27日から8日に全国町村議会議長会に参加し、同日、28日、観光庁川瀧観光地域振興課長へ面会、その後、台北駐日文化代表所、周組長に面会。6月1日、利根沼田支部ポンプ操法大会、6月2日から3日にかけて、群馬県町村議会・事務局長研修会に参加し研修をしてまいりました。また、参加できない会議、催しについては、高橋副議長に参加をしていただきました。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について（委員会管内視察報告）

議長（河合生博君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長山田庄一君。

（産業観光常任委員長 山田庄一君登壇）

産業観光常任委員長（山田庄一君） それでは、5月23日に行われました産業観光常任委員会の坤六峠現地視察について、委員長報告を申し上げます。

今回の視察の目的は、坤六峠の閉鎖期間を短縮し開通をゴールデンウィークに間に合わせ、春の観光シーズンにさらなる誘客を図りたいという観光事業者の要望を受け、その可能性と現状把握を目的として、残雪と新緑がもえ始めた水源の森を会場にして、沼田土木事務所、光山水上事業所長から除雪状況と開通に向けた現状説明を聞きました。

坤六峠の閉鎖については、25年11月14日から26年5月30日までの予定で、11月14日の閉鎖後、ガードロープを外す作業以降、26年度開通予定の5月31日までに、除雪を中心として、融雪水害による路面補修、道路清掃、外したガードロープの取りつけ、安全確認などの作業を経て開通を迎える工程になっており、26年度の除雪作業は4月7日から開始し、峠までの除雪区間約12キロメートルを、5月2日までに除雪車がとりあえず1車到達。片品川については鎌田事業所の管轄で、鳩待峠までは4月24日に開通し、坤六峠に到達したのはみなかみ側より1週間程度遅く到達したが、ことしは5月

に入り比較的温暖な日が多かったこともあり、作業は順調に進んだとのことでした。

春の連休前の開通に関しては、急峻な地形を有する県道63号水上片品線は坤六峠まで約1カ月かけて除雪作業を行うが、除雪後の落雪等や、過去において高い山からの雪崩で機械が埋まるなど、危険を伴う作業であり、雪崩の危険がなくなっても雪解け水による斜面の落石が誘発され、長期的には防護柵を検討しているが、現状は、ある程度の斜面の安定期間や安全に通行するための準備期間を考慮すると、今以上開通を早めることは難しいとのことでした。

また、仮定の話として、除雪の開始を早めたとしても、積雪量やその後の降雪を考えると時間や費用が余計にかかり、連休前に通行可能となっても、その間の降雪により、たとえ10センチメートルの積雪であっても安全のため何らかの規制をすることになり、費用対効果を考えたとき、現状の時期の開通が適当ではないかとの話でした。

寒い中での現地視察ではありましたが、参加議員さんには熱心に視察をしていただきました。

以上、委員長報告とします。

議長（河合生博君） 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（河合生博君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（河合生博君） 所管の委員会に付託いたします。

日程第6 発議第10号 議員派遣の件について

議長（河合生博君） 日程第6、発議第10号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

[巻末 参考資料]

- 日程第7 報告第2号 平成25年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（河合生博君） 日程第7、報告第2号、平成25年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括報告といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 報告第2号から第4号まで一括してご説明申し上げます。

まず、明許繰越費として、平成25年度から平成26年度へ繰り越した事業についてその額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項によりご報告申し上げます。

報告第2号、平成25年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の繰越事業数は27事業、総事業費7億5,459万3,000円となりました。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算等に対応し予算措置した事業において、事業が短期間であるため年度内に事業完了できなかったものが、3款民生費の保育料賦課徴収事業、4款衛生費の働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業の2事業であります。

次に、第2に、降雪等の影響により事業が執行できず繰り越したものが、2款総務費のスポーツ・健康まちづくり推進事業、3款民生費の子育て家庭住宅新築補助金事業、6款農林水産業費の地域の農林水産物利用促進事業、小規模土地改良事業、林道整備事業、林道維持管理事業、7款商工費の諏訪峡・利根川遊歩道等管理事業、8款土木費の道路維持管理事業、9款消防費の消防団詰所維持管理事業、消防水利維持管理事業の10事業であります。

第3に、事業関係者等との協議、または調整に不測の日数を要したため繰り越したものが、2款総務費の真沢の森管理運営事業、4款衛生費の火葬場調査事業、6款農林水産業費の中山間地域総合整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、農業体質強化基盤整備促進事業、8款土木費の単独道路改良事業、橋梁長寿命化事業、水上地区街なみ環境整備事業、道整備交付金事業、蟹杵団地線整備事業、真政悪戸線整備事業、中学校グラウンド線改良事業、狭あい道路拡幅整備事業、9款消防費の地域防災計画修正事業、10款教育費の総合体育館管理運営事業の15事業であります。

次に、報告第3号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書では、公共下水道建設事業の1事業で事業費480万円となり、事業関係者等との協議に不測の日数を要したため年度内に事業完了できなかったものであります。

次に、報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況についてご報告いたします。

平成25年度の事業概要であります。保有用地の事業収益につきましては、公有用地であります猿ヶ京公園用地と代行用地であります月夜野地区集会施設駐車場用地、並びに、うらの郷歩行者専用道路用地を町が買い取り、1億8,088万2,222円の精算を行ったところであります。また、特別養護老人ホーム西嶺の郷の用地については、土地代金の一部分として394万5,452円を精算いたしました。また、うらの郷につきましては、1区画541万400円の販売にとどまったところであります。

決算の状況でございますが、損益計算書をごらんいただきたいと思います。

事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は5万4,548円で、販売費及び一般管理費72万3,876円を事業総利益から差し引いた事業損失は66万9,328円でありました。町からの運営費補助金を含めた事業外収益379万420円から借入金に対する支払い利息を含めた事業外費用278万1,004円を引き、事業損失を合わせた経常利益は34万888円となり、最終の当期純利益は34万888円でありました。

次に、貸借対照表をごらんください。

資産の部は流動資産のみであり、資産合計は2億8,503万2,222円であります。負債の部では、負債合計は2億4,720万9,500円でありまして、短期借入金5,300万円は特別養護老人ホーム用地分であり、長期借入金1億9,420万9,500円はうらの郷住宅用地分であります。

資本の部ですが、資本金の500万円と前期繰越準備金3,248万2,634円と当期純利益34万888円を合わせ、資本合計は3,782万2,722円となり、負債資本合計は2億8,503万2,222円となりました。

以上が土地開発公社の経営状況の報告でございます。

以上、合わせて3件の報告について説明させていただきました。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

議長（河合生博君） 以上で報告第2号、平成25年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまでを終わります。

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（河合生博君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 諮問第1号及び諮問第2号について、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものであります。一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第1号についてでございますが、現在、人権擁護委員として平成20年より活躍いただいております、みなかみ町月夜野甲543番地の高橋久江さんが平成26年9月30日をもって任期満了となります。このことをもって、前橋地方法務局から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格見識にすぐれております、みなかみ町月夜野200番地11の林美恵子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号でございますが、平成23年よりご活躍いただいております、みなかみ町大穴216番地の手塚誠さんが同じく平成26年9月30日に任期満了となります。

つきましては、人格見識にすぐれております、みなかみ町谷川273番地の田村房代さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

お二人とも人格識見にすぐれ、人権擁護委員として適任でありますので、よろしくご審議を賜り決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより諮問第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

諮問第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

議 長（河合生博君） これより諮問第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、

原案のとおり同意されました。

議長（河合生博君） これより諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第9 議案第28号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業ロータリ除雪車購入契約の締結について

議長（河合生博君） 日程第9、議案第28号、平成26年度社会資本整備総合交付金事業ロータリ除雪車購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

このロータリ除雪車につきましては、水上支所で使用しております平成15年度に購入した除雪車が老朽化したことに伴い更新するものでありまして、国土交通省から機械購入費補助3分の2を受けて整備するものでありまして、平成26年6月5日に指名競争入札を行った結果、3,132万円で株式会社KCMJが落札いたしました。当該者を契約の相手先として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第28号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） この契約の予定価格と、それから、指名業者名と入札の結果をお願いします。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） 原澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、指名業者ですが、株式会社KCMJ群馬営業所、もう1社が株式会社井上整備センターの2社でございます。入札価格につきましては、株式会社KCMJが2,900万円、井上整備センターが3,097万4,400円でございます。予定価格は2,996万円でございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） ただいま、このロータリ除雪車が老朽化という話で町長のほうから説明がありました。

まず、機械的には、多分老朽化といっても使える能力のある機械かなと思っておりますが、買いかえた古いほうについては、そのまた継続で一定の期間使うかどうか。ちょっとその辺もお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） 中島議員のご質問にお答えいたします。

ロータリ車ということで特殊な車両でございますので、月夜野地区等では使えません。また、新治等でも1台ございますので、買いかえをしたものについては、現在のところ、水上地区でこのまま使用していく予定でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

これより議案第28号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、平成26年度社会資本整備総合交付金事業ロータリ除雪車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、平成26年度社会資本整備総合交付金事業ロータリ除雪車購入契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第29号 みなかみ町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第10、議案第29号、みなかみ町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第29号についてご説明申し上げます。

これまで、市町村の災害対策本部条例は、上位法であります災害対策基本法の第23条第7項で規定されておりました。法の改正によりまして、7項については都道府県の災害対策本部の規定となり、市町村の災害対策本部条例は第23条の2第8項に規定されるということに変更されております。したがって、上位法との整合を図るため、第1条中の「第23条第7項」を「第23条の2第8項」というふうに改めようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第29号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

これより議案第29号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、みなかみ町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、みなかみ町災害対策本部条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第30号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第11、議案第30号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第30号についてご説明申し上げます。

みなかみ町消防団条例は、消防団の設置、名称、定数、服務規律、報酬などについて規定しているものですが、そのうちの任命につきまして、消防組織法第22条においては「消防団の団長は消防団の推薦に基づき市町村長が任命する」となっておりますが、本条例第4条では「消防団の推薦に基づき」との規定が欠けていたため、これを追加し、上位法との整合を図ろうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第30号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（河合生博君） 13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） この条例が可決した場合の公布の日はいつになりますか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

可決以降、本日付で公布いたします。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

14番高橋市郎君。

14番（高橋市郎君） 消防団長のいわゆる任期は何年なのかという点。

もう1点は、消防団が推薦するという字句になってはいますが、団組織そのものが推薦するというのは、どこかの組織、消防団の中の誰かしらの委員さんないしは方ということですか。どういう方が推薦するのかということについて。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） すみません、ちょっと任期の関係について手元に資料がないので、申しわけありません、後ほどお答えいたします。

現在、消防団の消防団会議がございます。役員会等がございます。その中で、各方面団等があるんですけども、その中から推薦された者の役員会がございまして、その中で協議して、消防団の団長とかそういうものについては決めてございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

14番高橋市郎君。

14番（高橋市郎君） もう1点、すみません、細かい質問で申しわけないんですけども、いわゆ

るこれは消防団長ですけれども、ほかのいわゆる本部役員、本部を組織している副団長であるなり、ラッパ長であるなり、そういう役職の方についてはどういうことになっているのでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 同じく、その消防団の会議の中で決めさせていただいております。役員会等で決めさせていただいております。

以上です。

先ほどの任期なんですけれども、2年でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

7番中島信義君。

7番（中島信義君） 今までは、消防団長というのは多分各地区、月夜野、水上、新治と持ち回りというふうに聞いております。それが一つのみなかみになって、やはり持ち回りでなくて、そういう有能な人がいれば1期あるいは2期、そういった関係の任期というよりは、年を重ねていくというようなことになろうかと思えます。

しかしながら、いまだもって消防の副団長が決まらないところがあります。やはり消防団の団長を含めた本部役員の方の任が結構重いというふうに聞いておりますので、そういった部分での、これから消防団の推薦ということが入っていくと、もっともっと重く感じて役員なり手が薄くなっていくんじゃないかなと、そんな懸念がされるんですけれども、その辺についてちょっとお願いします。

議長（河合生博君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 消防団役員、これについては就業形態が変わっていたり、適任の方が勤務環境等でなかなか受けにくいといったような状況が生じているということについては聞いております。これらの消防団そのものをどういうふうに幅広くいろいろな方をお願いしていくのかと、それは今も努力しておりますし、また、消防団そのものが努力していただいております。

その中で、今回の改定につきましては、あくまでも、今までも町長の任命ではありますけれども、消防団役員会で決定していただいて、それに基づいて私の名前をお願いしていたということでございます。今までと全く変わらないと思います。ご説明いたしましたように、上位法の規定の仕方と規定を合わせさせていただくということでございます。

内容的に議員のご心配、これは執行部も全く同じでございますので、その辺は知恵を出しながら、各方面をお願いしていきたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

これより議案第30号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第31号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第12、議案第31号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第31号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連しますみなかみ町税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、軽自動車税の見直しに伴い、平成27年度以降新たに取得される四輪車等の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分については約1.25倍にそれぞれ引き上げようとするものであります。同様に二輪車等につきましても、税率を約1.5倍に引き上げるものであります。また、平成28年度分から、最初の新規登録から13年を経過した四輪車等について、標準税率のおおむね20%の重課を導入しようとするものであります。また、法人税につきましても、標準税率を12.3%から9.7%に引き下げるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第31号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 軽自動車税と二輪車の税率が主なところだと思いますけれども、軽自動車の割合というのは、町にあるのはどのくらいの割合になっているか。

議長（河合生博君） 税務課長。

（税務課長 中島直之君登壇）

税務課長（中島直之君） お答えします。

割合についてはちょっと調べてございませんが、台数等、後ほど、割合については答えさせていただきます。

（「台数で一応」の声あり）

税務課長（中島直之君） 失礼しました。

台数につきましては、1万2,653台でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「議長、いいですか」の声あり）

議長（河合生博君） 7番中島信義君。

7番（中島信義君） 先ほど、町長が、13年過ぎた車については20%の重課という話がありました。この町にとって、軽自動車というのは大変重要な生活にかかわる車だと思っております。これは町条例ですので、そういった重課というものについては変更できるものなのかどうか。できればそういう重課というのではないほうがいいと思うんですけども、また、削減ということも考えてもらえばいいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（河合生博君） 税務課長。

（税務課長 中島直之君登壇）

税務課長（中島直之君） お答えします。

税制上、それは無理と思われま。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

これより議案第31号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

13番原澤良輝君。

（13番 原澤良輝君登壇）

（「上着」の声あり）

13番（原澤良輝君） 失礼しました。

13番原澤良輝、議案第31号、税条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

国内の軽自動車の普及は4割近いシェアを占めております。特に地方や都市近郊において普及しており、その背景には、長期にわたる所得の低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が国民にとって重いものとなり、価格、維持費とも比較的安い軽自動車の需要が高くなっている実態があります。とりわけ、公共交通が衰退した地域では1世帯で複数所有するなど、住民の重要な足、移動手段となっています。

今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱える地方部や郊外の住民ほど負担増の影響を受けます。自動車業界の要望に応じて自動車取得税を廃止。その減収のツケを軽自動車税の増税で賄うことは、庶民に対して、4月の消費税増税に加えて二重の負担

を押しつけるものであります。さらに、5月からは下水道料金も値上げされ、町民の負担は増加するばかりです。

国は、消費税を引き上げながら、年金や医療、生活保護など社会保障も軒並み削減しています。国民の暮らしと経済が深刻な事態をもたらしている中、大型公共投資や後年度負担を含む軍事費などが急増しています。被災地を応援する復興特別法人税を前倒して廃止し、国民は復興特別所得税を25年間、住民税を10年間払います。さらに、35%の法人税を10%減税し、20%にする計画もあります。

大企業1,000社の13年度の内部留保は前年に比べ23兆円も増加し、12年度16兆円に比べても44%の増です。減税しても、内部留保をふやし、銀行を通じ株式投資などに回るだけで、設備投資や賃金増加にもつながりません。20年度から5年間、法人税を1円も支払わなかったトヨタ自動車は、新聞広告で消費税増税もまた楽しからずやと言いつけています。庶民に消費税増税、大企業になぜ大幅減税なのか、おかしいと思いませんか。

消費税増税を前提にし、自動車取得税の減税廃止のための穴埋めに軽自動車税の増税を押しつけるのは間違っていることを申し上げて、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第31号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例については可決されました。

日程第13 議案第32号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第13、議案第32号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

昭和48年に建設されました新治弓道場を老朽化のために解体しており、利用者の方に

は、平成24年より月夜野弓道場を利用いただいているところであります。

体育施設条例に規定されております新治弓道場、これを今回削除しようとするための改正でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第32号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番阿部賢一君。

9番（阿部賢一君） 解体した跡地はどのような利用か。また、その地権者に返したのかお聞かせください。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

跡地の利用と地権者の関係なのですが、今、地権者と跡地利用について協議をしているところです。協議が調いましたら、また皆さんに説明をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

これより議案第32号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第33号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（河合生博君） 日程第14、議案第33号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号、みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,555万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を136億4,755万2,000円とするものであります。

歳出の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費6,005万2,000円の増額は、本庁舎維持管理事業の1,400万円、地域活性化調査研究事業491万1,000円、ユネスコエコパーク調査事業500万円、地域連携事業500万円、友好都市交流事業898万5,000円、高原千葉村施設等調査事業300万円、地場産業起業支援事業1,263万8,000円、ふれあい・やすらぎ温泉センター管理運営事業446万1,000円が主なものであります。

3款民生費1項社会福祉費は、臨時福祉給付金支給事業の416万9,000円の増額です。2項児童福祉費は、認可外保育所運営費補助金交付事業の135万1,000円です。

4款衛生費1項保健衛生費800万円の増額は、あんしん出産子育て支援アプリ導入事業です。

6款農林水産業費の1項農業費333万3,000円の主な増額は、養蚕業展示活動補助金交付事業300万円です。2項林業費468万円の増額は、有害鳥獣進入防止柵設置事業です。

7款商工費の2項観光費822万1,000円の増額は、観光情報広報宣伝事業499万6,000円のほか、相俣ダム周辺レクリエーション施設管理運営事業と諏訪峡遊歩道整備事業です。

8款土木費の2項道路橋梁費2,473万7,000円の増額は、除雪機・除雪車等整備事業1,083万7,000円、除雪車運転管理システム導入事業1,390万円です。5項住宅費5,751万7,000円の増額は、旅館・ホテル耐震診断事業費補助金交付事業です。

9款消防費の1項消防費63万2,000円の増額は、災害対策費の衛星電話維持管理事業です。

10款教育費の1項教育総務費16万円の増額は、キャリア教育実践研究事業によるものです。2項小学校費270万円は、小学校IT環境整備事業です。

歳入補正の内訳ですが、国庫支出金4,092万5,000円の増額は、臨時福祉給付金事業補助金416万9,000円、地域少子化対策強化交付金800万円、社会資本整備総合交付金2,875万6,000円であります。

県支出金3,200万8000円の増額は、小規模農村整備事業補助金234万円、千客万来支援事業補助金250万円、緊急雇用創出基金事業補助金1,263万8,000円、旅館ホテル耐震診断事業費補助金1,438万円であります。

繰入金8,961万9,000円の増額は、財政調整基金繰入金であります。

町債1,300万円の増額は、除雪機械整備事業1,080万円、諏訪峡遊歩道整備事業220万円の過疎対策事業債であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第33号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

議長（河合生博君） ここで暫時休憩をいたします。10時15分に再開をいたします。

（10時03分 休憩）

（10時16分 再開）

議長（河合生博君） それでは、再開いたします。

議長（河合生博君） 一般質問の前に、先ほど、原澤良輝議員から質問のあった回答を税務課長のほうからいたします。

（税務課長 中島直之君登壇）

税務課長（中島直之君） 先ほどの質問についてお答えします。

先ほど、みなかみ町において軽自動車の割合ということで、およそ36%ということがございます。

それと、ちょっと訂正していただきたいものがあります。

先ほど、台数について1万2,653台と言いました。これは原動機付二輪車も含まれております。軽自動車だけの台数は9,123台でございます。

以上です。

日程第15 一般質問

- 通告順序1 1番 高橋 久美子
1. 水源の町として、指定ゴミ袋の料金の考え方について
 2. 高齢者の認知症の方の徘徊について

議長（河合生博君） 日程第15、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

一般質問時間は1人50分以内でございます。5分前に予鈴が鳴りますので、そのときには質問をまとめていただきたいというふうに思います。

本日は3名の方の質問を順次許可いたします。

まず、1番高橋久美子君の質問を許可いたします。

(1番 高橋久美子君登壇)

1 番 (高橋久美子君) 1番の高橋久美子でございます。

4月の選挙戦では、女性の視点から町政への取り組みに頑張ってもらいたいとお声をたくさんいただき、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

議長に許可をいただきまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問は2点ありますが、順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の質問ですが、水源の町として、指定ごみ袋の料金の考え方について質問をさせていただきます。

選挙戦中、ごみ袋を何とか安くしてほしいとお声をたくさんいただきました。

なぜ高いのか、早速、生活水道課で当町のごみ処理の現状を意見交換させていただきました。RDFシステムで環境に優しいリサイクルシステムの処理法であること、ほぼ沼田市と処理費用が同じで、3倍のごみ処理を沼田はしていることを伺いました。高いごみの料金をいただき、税金を投入しなければならない現実も理解しました。

ごみ処理を安くするには、ごみの総量を減らすことが必要だと思います。この点、当町ではどのような取り組みをされているのかお聞かせください。

議 長 (河合生博君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 今、高橋議員のほうから女性の視点でのというご指摘もありました。私も女性議員の質問にお答えするのは初めてで、多少緊張しておりますけれども、今、前段で非常に大きなお話がありました。徐々に話がそちらに行くんだろうと思いますけれども、まず最初ご質問いただきました、みなかみ町としてこの間、ごみの総量を減らすためにどんな取り組みがあったかという点について、まずお答えさせていただきます。

生ごみの堆肥化を推進するということで、10年ほど前から、生ごみ処理機、またはコンポスター、これらの購入費については半額補助という制度を創設してきております。その形で生ごみの減量化、これがまず1点ございます。

また、その他のごみについて資源化率を上げていこうということで、可燃ごみと不燃ごみ、これらの区別とは別に資源ごみの区分を導入しまして、缶、瓶、ペットボトル、これを分離収集しまして資源化している。これが1つの大きな取り組みかと思っております。

そしてまた、22年度からになりますけれども、古紙回収という形で、新聞、雑誌、紙パック、段ボール、これを種類ごとに分別してごみステーションに出していただくことによって、これについては、袋という形でのごみ収集手数料がかからないという形で収集あるいは排出していただけるという形に変えてきております。

さらに、ご存じだと思いますが、資源集団回収ということで、今言った古紙であるとか缶、ペットボトル、これらをまとめていただきますと、回収量に応じてキログラム当たり8円という奨励金を交付するというところで、ごみの減量化、資源化に努めてきたところでございます。

細かい話になりますけれども、ことしの4月からは、小型家電リサイクル法、これが施行されまして、携帯電話であるとかデジタルカメラ、ゲーム機、時計など、28のカテゴリーに分けて約100種類の品目が対象で、この小型家電リサイクル法がなっておりますので、みなかみ町ではピックアップ回収ということで、これを集めていただいて収集するというのを4月から実施しておりまして、総量で約4トンほど、今申し上げた小型家電にかかわるものについて資源化しているということでございます。

このような形でさまざまな手段をとって、減量化、分別化、そして、もちろんそれについては資源化ということで推進してきているところでございます。

まず、ここまでのお答えとさせていただきます。

議長（河合生博君） はいどうぞ。高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 先ほど町長に答えていただいたんですけども、本当に大切な視点で町のほうは取り組みをされていると思うんですけども、やっぱり生ごみの処理というのがかなりかかってくる状況なので、この辺に関してももっといろいろ努力をしていかなければいけないのかなということも思っています。

そしてまた、当町のごみ処理システムをどう評価されているかもご答弁お願いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ごみ処理施設、今のみなかみ町のごみ処理施設については、奥利根アメニティパークという名称を使っておりますけれども、これについては平成10年4月から稼働しているところです。この施設の特徴については、可燃ごみについて、これは焼却方式ではなくて、生活環境に配慮しつつ公衆衛生意識の向上を図るということから、先ほどお話がありましたように、燃やすことではなくて、固形燃料、RDFと言っておりますけれども、これを製造するという方式が採用されております。このことについて、製造された固形燃料が売却処分ということで、その部分についてはある意味資源化もしているということですので、資源化率が高まっているということですし、先ほど申し上げました各種の資源ごみの分離、あるいは再利用、資源化ということにもそのことによってつながっているという点がございます。

これをどう評価するかということについて、先ほどご指摘がありましたように、処理経費が非常に高くなっております。それで、このことについて、機能面の評価、今申し上げたように、ごみが出ない、あるいは、生活に配慮して燃やしていないというご説明をいたしましたけれども、経費がかかっていることは事実です。先ほど、概数で3倍処理している沼田の処理場とほぼ同じ経費がかかっているのではないかと、それはともかく、大体概数、ニュアンスはそういうことだと思っています。

それで、ここで具体的な話を少しさせていただきますと、同じ形式でRDFをつくるというのが、さっき、平成10年に稼働と申しましたけれども、同じ時期に県内で3カ所ほど設置されております。たしか今の神流町と板倉町ということで、県内3カ所あったと言われていますが、神流町については既に休止している。これは広域処理の関係だろうと思っています。そして、板倉については現在稼働中ではありますが、広域で焼却処理方式に統合するという方向が決まっております。数字でいいますと、我が町に比べて板倉は半分ぐらいの規模、そして、神流町はさらにその半分ぐらいの規模という規模の問題あったんだろうと思います。

したがって、これをどうするのかということになりますと、さっき言いましたように、平成10年の稼働ですからもう16年たっております。ごみ処理施設も結構経年劣化が進行するものですから、そろそろ次のことを考えなきゃいけない時期かということではございます。

しかしながら、ちょっとこれまた制度上の問題等にいろいろ絡んでくるんですけども、このアメニティを設置したときは、いわゆる利根西ということで、3カ町村の一体の施設ということで整備されたわけですけども、現在、みなかみ町の施設ということになっております。ごみ処理施設の更新等について、今のほうでは、広域圏で一定の人口の中で新たに整備するよという方針が出ているようでして、1町村ということになってしまいましたので、非常にその辺の制度が使いにくいという状況があります。したがって、ちょっと踏み込みますけれども、広域処理で沼田市を中心としたエリアで新たに整備するときに、一緒にやるとかということも考えていかなきゃいけないんだろうと思っています。

端的に申し上げますと、今の評価というご質問に対して、非常に高性能の施設で環境に配慮した施設であるという評価と、そのことによって非常にコストがかかっているということと、ある程度年限がたってきている。次の展開どうかということをお考えなければいけませんけれども、次の展開を考えるについては、いろいろな検討すべき要因が多くて難しいというのも率直なところでございます。

したがって、当面何を考えているのかということについては、現況の施設を整備、そして、維持管理を適切に行いながら、少しでも長く使っていく。いわゆる長寿命化計画というのをつくりまして、なるべく維持管理費を軽減しながら、設備を少しずつ直していくということで進めておるところでございます。将来的な方向については、今、前段で申し述べたように、いろいろな方面と協議しながら方向性をつくっていかなくちゃいけないのかなと思っています。

現況の施設の評価ということで、少し評価の視点が幾つかありますので、述べさせていただきます。

議長（河合生博君） 高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1番（高橋久美子君） 今、ご答弁いただいたんですけども、まとめますと、本当にやっぱり環境に配慮されていて、それでコストが高いということですね。それで、今のシステムで長期寿命化計画で、このまま大体ある程度、ちょっと今もう16年たっていますけれども、

それをもうちょっと、またさらにここから延ばして今の処理場を使っていくという考え方でいいのかなと思うんですけども、先ほど来からお話がありましたように、今のRDFシステムは本当に非常にコストがかかっていますので、逆に、今、輸送のほうとかにかなりコストがかかっているということをちょっと聞いたんですけども、RPFにするとリサイクル価値が出てくると思うんですけども、RPF化の考えもあっていいのかな。コストはかかるんですけども、リサイクルで環境にということで考えると、RPF化もいいのかなということもちょっと思っています。

それから、16年経過し、修理コストも年々今ふえている状況なんですけれども、今、多くの自治体でゼロ・ウェイスト宣言をする自治体がふえてきているようなんですけども、本当にこの自治体は、徹底した分別収集と、生ごみを燃やすのではなく、生ごみとし尿、浄化槽汚泥からバイオガスと液肥をつくるプラントでのリサイクル、このシステムでされているようなんですけども、このような先進的な取り組みをされている自治体を研究されて、当町もゼロ・ウェイスト宣言ができるような、本当に環境を重視したそういう取り組みということについては、町長はどのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今申し上げましたように、RPFが資源であるという視点に立ちますと、今のみなかみ町の設備はごみを排出していないという形になりますから、ある意味ゼロ・ウェイストであるんだろうと思います。

今ご指摘いただいた視点というのは、さらにそれに加えた対応をしている市町村という例のご指摘でございますので、そこをどうするかということはあると思います。つまり、RDFを従前、町内で発電利用しようではないかということもあったんですけども、これは設備費の修理といいますか、整備とコストの意味合いで今搬出しているという形にはなっています。

今のご質問、ちょっとどこにポイントを絞って答えればいいのか私も悩んでおるところですけども、将来の方向については、先ほどちょっと申し上げましたように、関係方面と調整しながら、あるいは町民のご意見、特に議会のご理解を得なきゃいかんということですし、これはいろいろなことを初めてから5年、10年単位かかる話だと思います。これらについても、ただいまの高橋議員のご質問ならず、以前から質問が出ておりますので、真剣に考えなきゃいかんかなと思っています。さっきちょっと触れました制度的な問題の解決、あるいは、関係市町村といいますか、ごみ処理組合との関係もございまして、みなかみ町だけでということにはまいりませんし、これらについては、長期的な課題として周辺と協議を始める時期かなというふうに理解しているところでございます。

ちょっとご質問とポイントがずれたかもしれません。以上にさせていただきます。

議長（河合生博君） 高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） それで今、環境ということでお話をしてきたわけなんですけれども、首都圏で3,000万人の皆様の水の守り手として、環境に力を入れている私たちみなかみ町

の町民は、もっと誇りを持ってもいいのではないかなということを感じています。

残念ながら、ごみ袋1枚に70円をちょっと出していくのは大変だなと思っている方が大半かと思います。そこで当町が水源の町としてリサイクル方式でコストはかかるが、環境を守る使命を果たしているとの説明が町民の皆様に届いていないような気がするんですけども、町民の皆様に理解していただくために、具体的な取り組みがございましたらお聞かせください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 水源の町として我がみなかみ町、これは首都圏の水がめとして多様な任務を果たさなければいけない。これについては「環境力宣言」であるとか、水・森林の防人宣言であるとか、まさに町政の基本において進めているところですし、ご挨拶にも触れさせていただいたように、将来ビジョン検討委員会では、それをもっと強く打ち出すのにエコパークの認証はどうかと、これは町全体としての話ですし、今、ご指摘のごみ処理について環境に配慮しているというところの広報が不足しているのではないかと、ごみ袋代が高いというご指摘、私もさんざん聞いておりますし、自分でもそう思っています。これについて、なぜなのかというご説明をきちんとしなければいけないというご指摘であろうと思っています。

このRDF方式については、1つ搬入に来た方々にご説明しているといったようなこともありますし、小学生の学校教育の一環ですけれども、4年生については施設見学をさせていただいて、その場で環境に配慮した施設であるということの説明させていただいておるところでございます。

いずれにしても、これらへの町民の理解を得る活動が不足しているだろうというご指摘は、そのとおりでと思います。これからも町民の方に理解していただくために、さらに広報に力を入れていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

議長（河合生博君） 高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） ここで提案なのですが、ごみ袋にダイレクトに環境に優しい取り組みをしていることを印刷しまして、町民の皆様にPRしたらどうかということも思ったんですけども、本当に何のために私たち一人一人が高いごみ料金を支払いしているのかの意味を理解してもらうことは、ごみに関する問題意識の向上につながるものかと思うんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今のご指摘で一番わかりやすいのが、いわゆる燃えるごみの大の袋、あれは袋代じゃなくて使用手数料で、一般ごみの可燃物の手数料ということで、あのサイズも70円ということになっています。

この間の議論の中でも、そういうご指摘をいろいろいただいておりますので、あれは大体10キロ入るとすると45リットル袋で処理経費が850円ぐらにかかるとです。ですから処理袋に、これを出されると850円かかりますとか、それに合わせて環境に配慮した設備で高くなっていると書くかどうかは別としまして、コストもかかっていますと書くのか

どうか、これはもう実は2年ぐらい前からちょっと案としては検討したんですけども、それと同時にこの議場でも、あるいは町民としても、ごみ袋代どうするんだという議論があるので、例えば現行のままあと何年も行くよということであれば、即袋に処理に850円かかっていますと、70円ご負担いただいております、約処理量の8%ぐらいのご負担なので、ぜひご理解願いたいと、袋に書くのかどうなのか、これ一つの手だと思います。

けども、そこに行く前に、やはり議場を含めて、将来の処理施設をどうするんだということを含めてご議論願ひ、答えを出したほうがいいかなというふうにも思ったので、ごみ袋に何かを書き込むという、ごみ袋の形なり、色なり、形式の変更というのはこの間やっていないというような実態でございます。

今、短期間——ごめんなさい、短期間かどうかわかりません——今のごみ袋を今の手数料でやっている間だけでも書いたらどうかというご指摘であれば、早急に検討させたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） 高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 先日、日本創成会議より、2040年までに全国の約半数の自治体で、出産期に当たる20歳から39歳の女性が半数になると指摘をされています。それによって引き起こされる自治体消滅の一因には、地方から都市への人口流出があります。また、消費税も上がり家計の負担も大変であります。

それで今、さまざまこれに対して、自治体が対策を講じているところだとは思いますが、本当に若い女性がこの町に住みたいと思える町にするには、安心・安全はもちろんだ大事なんですけれども、町のイメージというのは非常に大切だと思います。

ごみ袋の料金の高い町に住みたいと思うのでしょうか。答えはノーです。そして何より今大事なのは女性の声、気持ちに寄り添う姿勢だと思います。環境も大事、でもごみ袋の料金も値下げしてくれたよねとの台所の女性の声をぜひとも尊重していただきたいのです。住みよいイメージのみなかみ町にするためにも、ごみ袋の料金の値下げを今このときなので、ぜひご検討いただけないでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） いわゆる日本創成会議、前段でも触れたと思いますけれども、ご挨拶で申し上げさせていただいたように、みなかみ町の立場としては非常に問題だと思っています。それは何かというと、2040年どういう人口になるかというような、人口問題研究所がもう数年前に出して、これについてはデータも分析し、そしてみなかみ町のものについていろいろな広報の機会に使わせてもらいました。そのときに人口が減っていくと、それをどうみなかみ町として減らないように、あるいはふえるようにするんだと、これは町政の基本ですから、この間も相当心がけてきたところです。

創成会議、これは座長を務められた増田元総務大臣自体がおっしゃっていますけれども、この間人口については、大都市集積がますます進んでいると、そしてもう一方で何が起きているかということ、東京ほど子供の産まないところはない。ちょっと極端な言い方かもしれませんが、もっと正しい言葉で言うと、東京は超少子化が進んでいると、そこにどんど

ん人口が集中するということは、日本国全体として非常に困ったことになるというふうに書いています。

そして、今回の消滅都市という言い方も2040年に人口が半減し、なおかつ1万人を切るところは消滅市町村だと言っているんだったら、周辺市町村みんな消滅市町村ですよ、現段階で、そんな発言が許されるのかと、私は率直に怒っています。だけども、さっきちょっと引いたように、その委員の方も世間にインパクトを与えないといけないんだということは、そのことに怒ってもしようがない。

そうすると全ての施策を持ってみなかみ町、何とか人口を維持し、ふやす努力をしなければいけない。これの骨格は何かというのは、いろいろ申し上げてきましたが、今おっしゃるように、女性の視点で配慮しなければいけない。これはもうそのとおりだと思います。

ちょっと私、さっきも申し上げたように、大体ごみ袋を買いに行くのも、ごみの分別をやっているのも我が家庭では私なんです。だから行くたびに高いなと思っています。それでこの高いことについては、町長の立場で言うと、さっき言ったように、850円かかるところをごみ減らしてくださいと、重量的にふえれば70円よろしく願います。こう言っているわけです。

そして、この70円の根拠が、きょうご説明しませんでしたけれども、全体の処理費にかかるうちの輸送費が当初設定がおおむね5,000万で、その分についてはごみ処理手数料で分担していただくじゃないかという考えがあって設定されたというふうに承知しています。全体で7億数千万処理費かかっていると思いますが、そのうちの総額で5,000万ぐらい負担していただきたい。細かい数字ありませんけれども、その後若干の福祉的なごみ袋を導入したということでありまして、現在のいわゆるごみ袋という形での手数料収入量が4,000万少々になっていると思います。

つまり、その論旨を外したときにどうするんだと、少なくとも今までごみの収集代5,000万円の負担をしていただきたいと、じゃ、そのうちの半分を負担してくれ。これは数字も何もないと私は思います。だとすると、ごみ袋はゼロにすべきだろうと、つまり、今の値段がおかしいということであれば、比較の数字はゼロなんだと思うんです。これは単なる考え方を提示している。その間のどこかを狙うのかというのが正しいのか、7億かかっていますよ、税金で負担しています。そのことはぜひご理解いただいて、ごみをなるべく減らしていただいて、ごみ袋代は原則ゼロですよということにするのか。そのどこかに落としどころをつくるという議論の仕方というのは、私だけじゃなくて、提案したときに議場の皆さんが町民にかわってご判断をされるということも非常にづらいんじゃないかと思っています。

あえて申し上げますと、なるべくごみを減らすと、そのことで配慮していることも町民全てに理解していただいて、できる限り分別していただき、そしてごみの量が削減できるという形ができ上がれば、もう税金7億使っているのは確かですから、その中の今四千数百万負担していただいています。これを2,000万だけ負担してくださいとか、1,000万だけ負担してくださいとか、500万だけは負担してくださいと、何も刻むことはないのではないかとこのように思っています。

だけでも、幾ら出しても、その場で財布から何も出さなくて済むと、人間の心理としてごみがふえる可能性が非常に高いのではないかと、これをどうするかということをもず解決してからだろうと思っています。

考えはどうかと、考えだけいっばい述べさせてもらいました。答えの出し方は非常に難しいと思います。それはこの議場にいらっしゃる全ての皆さんを町民の代表としてご意見を集約してもらいながら、いろいろ議論をし、あるいは必要な資料は作成し、そういう中で答えを出していきたいと思っています。

これについては、本日に始まったことではなく、ここ1年、あるいは2年、もったの単位で議員からもご指摘いただき、町民からもさんざんご指摘いただき、前段でご質問がありましたように、説明が不足しているということも事実だったでしょうし、ごみ袋代と皆さんが理解しておるごみ処理手数料でいただく形ではなくて、ごみの減量を進めるのはどういった手段があるのか、幅広く検討していくべき事項だと思っています。全く今の女性の視点ということで、女性としてご質問いただいたわけですがけれども、そのみならず、やはりこれはきちっとした検討をし、答えなければいけないだろうと思っています。少ししゃべり過ぎましたが、あとお願いします。

以上です。

議長（河合生博君） 高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 本当にごみ処理のコストの面で考えれば、今の時点では値下げはできないというお答えなのかもしれませんが、また本当に、この女性の視点というところでも、またご理解いただきまして、なるべく早い時期にしっかりと話し合いを持ちまして、なるべく台所の女性の声に寄り添う形にしていっていただきたいと思います。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の高齢者の認知症の方の徘徊について、質問をさせていただきます。

この4月24日、愛知県で認知症の男性が徘徊中に起きた列車事故で、遺族が損害賠償を求められました訴訟で、名古屋高裁判決は、家族の介護体制に理解は示したものの損害の半分は賠償すべきだと判断を下しました。

また、徘徊中に行方不明になった妻が7年ぶりに館林の介護施設で保護されていたことがわかったとショッキングな出来事が相次いでいます。

今、我が国では1万3,200人ぐらいの認知症の徘徊で行方不明になっているそうですけれども、これからは65歳以上で4人に1人が認知症になる可能性になるとも言われています。そして残念なことに徘徊中に亡くなられた方は388人にもなるそうです。もう家族の対応だけでは限界ということも新聞などでは報じられています。家族、行政、警察、地域も含めた一刻も早いネットワークの対策が急がれています。

そこで当町として、今何人ぐらいの方が認知症で徘徊されてしまうのか、把握しているようでしたら教えてください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） まだ若干の時間があると思いますので、少し前段の高齢者の数等について、

まず触れさせていただきたいと思います。

まず今、みなかみ町の高齢者の現状でございますけれども、平成26年3月末の住民基本台帳の数字において、65歳以上が7,071人、人口いわゆる高齢化率でいいますと33.8%ということで超高齢社会です。

今後の推計値について、これは先ほど言った国立人口問題研究所の推計値ですけれども、みなかみ町の高齢化率が平成27年で36.2%、平成37年では43.1%というふうになっています。つまり高齢者の割合は高くなってきます。これはさっきの人口推計ですから、別の人口が下がっていますから、そういう率になりますけれども、高齢者の数でいうと平成32年、間もなくですけれども7,171人を最高として、そこから先は減少する——数自体はです——ということになりますので、その辺で高齢化率は上がるけれども、高齢者の数は減るとというのが推計値です。さっきも申し上げたように、そこに持っていつてはならないということで、人口増加が各種の施策を総合的に展開しますので、これは推計値ということです。

ただ、言わせていただくと、これは余分だとは思いますが、高齢社会という言葉が、これは昭和31年の国連の報告書に使用されたというのがベースになっています。今、高齢化率、高齢率、議論されていますけれども、65歳とは何なのかということをちょっと考えてみますと、その当時というか国際的な基準で言うと、高齢化率が7から14%を高齢化社会、そして14%から21%までが高齢社会、そして21%以上は超高齢社会と言われています。だからみなかみ町、これは超高齢社会ということですよ。

ところが、さっき言った昭和30年という数字で見ますと、そのときの日本の高齢化率は5.3%だった。みなかみはどうだというと5%程度だったということでもあります。これが平行移動して高齢化が進んでいる。そのときの日本の平均寿命67.1歳です。そして22年の平均寿命が83歳、ご存じのとおりです。そうするとこの間16年延びている。平均寿命でいうと。

それで、例えば昭和30年の65歳から上、高齢者だよと言っていた。16年の平均寿命の延びを加えると、現況81歳になります。これは単なる算数です。それで81歳以上の平成22年度の人口、これについては、国全体でも5.6%というので、昭和30年の65歳とほぼ同じくらいの率になっているんです。そうすると、このことから見ると、昭和30年の65歳、今のさっき言った81歳、これをほぼ同じように考えるということもあるのではないかなと。

つまり、みなかみ町は超高齢化社会だ、大変だ、大変だ、これは施策打たなければいけないのは確かです。でも皆さんご存じのとおり、65歳から81で切ることはいないんです。その上で地域を中心になっていらっしゃる方は非常に多いというよりも、ほとんどの方がそういうことだと思います。この議場で何人とは申しませんが、そういう形でお元気な方がたくさんいるというのは事実です。

これが基本的認識ですが、さて今のご質問です。何人ということについて町内高齢者の数は申しあげました。これについて具体的に、今その中で徘徊の可能性のある方と、答え方が非常に難しいんですが、介護認定を町ではしております。その中で介護の認定のとき

にランクづけをしておりますけれども、そのうちの1と2を徘徊のおそれがあるというような形で捉えますと……ちょっと待ってください。数字だけ担当課長に答弁させます。

(町民福祉課長 内田 保君登壇)

町民福祉課長(内田 保君) 町民福祉課の内田です。

お答えいたします。

認知症高齢者数ということで、明確な数字は確定できないんですけれども、普通、介護の認定のときに調査を行いまして、そのときに日常生活自立度というのが何段階かに分かれております。その2以上ということで、25年度の申請中、2以上の方が661ということになっております。

以上です。

町長(岸 良昌君) ひとまず切ります。

議長(河合生博君) 高橋君。

(1番 高橋久美子君登壇)

- 1番(高橋久美子君) 先ほど具体的な、今、認知症と判断できるかなという方が、その介護の要介護というところで把握できるということで、今661人いらっしゃるということなんですけれども、それを考えていったときに、その方たちが本当にまたこれから徘徊をされていくというような可能性も大だと思えます。そして現実的な問題として、当町は本当に広大な山林面積を保有する町ですし、また本当に朝晩の寒暖の差が激しく、かなり寒いときは寒いという、こういう状況の中で、もしお年寄りが徘徊された場合、命に及ぶ危険性が大有りです。一刻も早い発見が必要とされる徘徊ですが、GPS機能で探すシステムの導入はお考えでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長(河合生博君) 町長。

町長(岸 良昌君) 徘徊されて、その捜索等々について、この間何件か、たしか平成24年が3件、平成25年が5件ということで、これは消防団にお世話になったり、捜索等もありますし、今ご指摘になったのに加えて、我がみなかみ町は降雪の時期がありますので、実は非常に悲しい事例も出ております。そういう中で基本、さっき答弁を落としたんですけども、高齢者支援ネットワーク、これを平成20年度に組織したところでありまして、民生児童委員協議会、沼田警察署、利根沼田広域消防等々の団体、そして個人登録していただいている方を加えて380名の方が見守り支援員ということで、徘徊事案の発生のときの素早い対応をお願いしているということでございます。

やはり高齢化が進む中で、地域の中でお互いが見守り合う、あるいはそういうことで安心した地域をつくるという施策というのは、これは基本的に大切なんだろうと思っております。今、申し上げた380名の方が、事案が起きたときには素早く対応していただいているという実態です。

そしてGPSシステムを利用した徘徊された場合にすぐ居どころが見つけれられるというシステムについてどうかというご指摘がありました。面積が広いということですが、みなかみ町は非常に面積が広いのは確かです。ただしご存じのとおり9割は山林ですし、徘徊された方が電車に乗って、どこか遠くへ行ってしまったとか、いろいろな事例ありますけ

れども、もちろん山林に入ってしまったということもなくはありませんけれども、基本的には集落周辺といいますか、ある程度人の住んでいる、面積でいうと1割の範囲内でということなのかなと思います。逆に言うと、GPS機能も山林等に入ると非常に制度が落ちるということがありますし、例えば50メートル範囲というようなことでも、市街地の中だと割とこの辺かなとわかるんですけども、山林だとちょっと見つけにくいというようなこともあるようです。

さて、それでどう考えているのかということについて、端的に申し上げさせていただきますと、大泉町、桐生市さんが導入したと、それで機器の貸し出し、機器の利用費の補助制度をおつくりになっているということでもありますけれども、もう今、大泉町も桐生市さんも町のホームページにも載せないという形で、非常に利用が低調だと、具体的に何件だったのかといったようなことは確認しておりませんが、非常に少ないと。

そして、新潟の魚沼市さんでモデル事業を平成20年にやったという成果が発表になっていますけれども、これは3人の方のやつをフォローしたんですけども、1人は徘徊のときに早期に見つかったという事例はあるんですが、この貸与しているGPSシステム、これをなくすというのが非常に多くて、あるいは徘徊されていると検索したときも家に置いていかれてしまうということで、恐らく桐生市さん等々も利用が低調だと申し上げましたけれども、そういうことがあるんだろうと思います。

そしてまた、町から貸与しているからなくさないでくださいよとか、あるいは必ずつけさせてくださいよと、これはなかなか強制するわけにはいきません。そして、もうご存じの話ですが私が言うのも大変失礼ですが、民間事業者の携帯電話のGPS機能、これは高齢徘徊可能者について、家族が持たせるということもあろうと思いますけれども、皆さんよくご存じの小学生・中学生が居どころだけは携帯持っておいてねと、何かあったときには必ずどこにいるかわかるからということで、民間事業者が随分PRされています。そういうのと同じ形で、個人の方がお持ちいただければ、例えばおじいちゃん必ず持っておいてねという強制がやりやすいんだろうと思います。逆の言い方すると、役場から無償貸与なり、何らかの形で貸与を受けていると、役場の者が来ては困るよねというブレーキがかかるのではないかと、これは余り検証していません。その可能性もあると思っています。

ということで、今これから検討するのかというご質問に対しては、事例から見て、非常に効果が薄いということを知っていますし、我がみなかみ町としては、先ほど言った見守りネットワーク、これらを皆さん方の協力を得ながら強化していくということのほうが効果的かなというように思っております。

議長（河合生博君） 高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1番（高橋久美子君） 今、町長からご答弁いただきまして、この機械で探す機能ということも、ちょっといろいろ大変な部分もあるのかなということなんですけれども、本当にやっぱり何より命が大事ということで、今、町でも安否緊急通報サービスというものも取り入れていただいて、されているわけなんですけれども、そこにもう一つ選べるメニューとして、GPS機能のことも入れていただいたらどうかということも思ったんですけども、本

当に今、当町としては見守りシステムのところで非常に多くの方がかかわってくださっているということで、これからやっぱり高齢者の方が、安心して安全で住んでいくまちづくりというのが本当に非常に大事なんだなということを感じています。

そして今、地域包括ケアでも言われているんですけども、本当に認知症高齢者の方を地域で見守り、また医療、介護、あと施設を総動員して、徘徊しても安心な町を目指し、このみなかみ町ならではの高齢者の方に安心していただける地域包括ケアシステムをやっぱり行政と町民の皆様が一体になってつくっていかねばならないときに来ているのかなと思います。それで、そういった部分では、認知症サポーター講座というようなものもありまして、本当に徘徊の方を早く見つけるという、そういうソフト面でのやっぱり取り組みが非常に大事かと思えます。

そういった点で、これからやっぱり町長をリーダーシップとして、本当にこの地域包括ケアシステムに対して、町長としてどのような決意で臨まれるか、最後にご答弁いただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、ご指摘のように、高齢者の数、さっきいろいろな言い方しましたが、この間ふえるということも確かですし、その中で要介護の方もふえるだろう。そしてまた、町内の高齢者7,071人、65歳以上ということですけども、ひとり暮らしの方が1,011人、そして高齢者のみ世帯が897世帯、1,837人というようなことで、これはさっきの徘徊のときにGPS機能をつけたらどうか、これは成功している事例も、やはり家族と一緒に住んでいて、若い人がすぐフォローするといったようなときに効果があるという効果事例もありましたので、確かに認知症徘徊ということを離れましても、いわゆる高齢者の独居であるとか、今65歳でこういった数字で言いましたけれども、その中で後期高齢者であるとか、あるいはさっき言った私の数字でいうと80歳以上の方だとか、そういうことについては十分配慮しなければいけないだろう。

それで地域包括ケアシステムと一言でご質問ありましたけれども、そういう側面の各種の行政サービス、行政手段、これを充実させていかなければいけないと思っておりますし、これについては、みなかみ町の社会福祉協議会、相当積極的に各種の活動をやっていると思っています。それらのことについても今後強化する方向で、どういう要素があるのか、どういうものについて配慮するのが最も効果的か、あるいは人材確保をどうするのか、全てのことを含めて重視しながらやっていきたいと思っておりますので、今後とも改めて女性の視点でという最初の質問がございました。そのような観点からご指摘いただくと同時に、いろいろな検討についても参画いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長（河合生博君） これにて1番高橋久美子君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分よりいたします。

（11時04分 休憩）

(1 1 時 1 0 分 再開)

議 長 (河合生博君) 再開いたします。

通告順序 2 4 番 石 坂 武 1. 地区別懇談会の再開について
2. 合併後の効果と結果について

議 長 (河合生博君) 4 番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

(4 番 石坂 武君登壇)

4 番 (石坂 武君) 4 番石坂。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

質問の前に一言発言をさせていただきますけれども、過去にみなかみ町の職員、教育課長と総合政策課長の立場であったことから、いわゆる当局側の立場でこの場に出席をさせていただいた経験があります。したがって、各課長の皆さんの置かれている状況、緊張感等は私も十分に承知している中で質問をさせていただきますと思います。

また、職を辞した後は、傍聴もさせていただきました。そして4月20日に行われた町議会議員選挙において、大勢の皆さんに支持をいただき、きょうこの場に立たせていただいているわけですが、そのことにも感謝し、さらに責任の重大さも痛感した中、お見いただいた傍聴者の皆さんにも感謝をした中で質問をさせていただきますと思います。

また、初めての経験ということで、何分にも小心者ということでもありますので、的を射ない場違いな質問等もあるかと思いますが、あらかじめご了解をいただいた中で質問をさせていただきますと思います。

また、質問内容は、あしたの原澤議員とダブったりというところもあります。また、単刀直入な質問でありますので、時間もそうかからないんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、2点質問をさせていただきましたけれども、まず地区別懇談会の開催についてということでお伺ひしたいと思います。

過去、たしかちょっと1期目のときだと思うんですが、地区別懇談会が開催されていたと思います。いつの間にか自然消滅という状況になって、今、現状は開催されていないというふうに把握しております。

私自身、平成24年度、25年度と区長をお世話になりました。地区住民の皆さんはもちろんのこと、他の地区の皆さんとも意見交換、情報交換する機会が多々ありました。その中で、どうして消滅してしまったのかなど、町長に直接言える場面がなくなってしまった、そういう声をよく聞きます。私もそういうふうに思います。また、町議選を戦った中においても、そういった声が非常に多いということの中で、ぜひ再開に向けて、私としては回答をいただきたいというようなことも含めて、見解を伺うとともに、なぜやめてしま

ったのかなということも、原因としてあるならば教えていただきたいと、まずその質問からお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま、いわゆる町長と語る会について、ご指摘いただきました。平成21年10月、住民参加のまちづくりということをメインに置きまして、公聴事業の一環として開催させてもらったものでございます。

町内うまくカバーできるかどうかは別として、18の地区に分けまして地域に出かけて、大体1年ぐらいかかりましたけれども、座談会形式で各地域の方々のさまざまなご意見を伺ってきたということです。

そして、そのときに少子高齢化というのをテーマにいたしまして、皆さん方に先ほどから、あるいは最近特に注目されている人口問題研究所の人口推計、これをベースにして、まさにそうならないためにはどうしていくのかというような観点から、もちろんこれは地域の活力を上げるということです。もちろん産業についてもかかってまいります。そういう議論をさせていただいたということですが、当然そのときに地域の道路の改良であるとか、除雪対策の問題、あるいは主要産業であります温泉街の活性化、それらのご意見も当然いただいたところで、これらについては、各種事業の参考とさせてもいただいたところではあります。

全体で言いますと、いろいろなご意見ありますので、実現したものもありますけれども、実現していないものも、あるいはそっちの方向には向かっているけれども、まだ実現していないといったようなものがあります。

この間出てまいりました少子高齢化ということですから、子育て支援の強化と、これについては各般のご意見をいただきまして、全ての施策について子育て支援を強化していかなければいけないということで、さまざまなものに着手させていただいたと思っています。保育室の増強、あるいは病後児保育、これは利用は低いようではありますが、これも開設させていただきましたし、幼稚園での預かり保育事業、これについても始まっているということですし、また、どの地区に行っても会の中で出てきたのは、除雪問題であり、鳥獣害対策、これについては非常に多く出されました。

これらを踏まえて、除雪センターの設置、そして獣害センターの設置、獣害対策については、基金の造成であるとか、あるいは各種の施策強化、それぞれの充実に力を入れてきたということがあります。

そのような観点からいうと、その後、18地区に分けて一巡したと言い切ってしまうけれども、一巡した以降については行っておりません。

それで、それにかわるものとして、どういう形で町民意見が反映されているかということ、ご質問とちょっと外れるかと思いますが、ひとつ説明させていただきたいのは、20歳以上の町民を無作為に抽出した形で町民アンケート、この町民アンケートについては、平成21年度から開催して、23年は飛びましたけれども、やらせていただいています。このアンケート結果については、行政評価に使う、あるいは特に自由記述欄に書かれたさ

まざまなご意見を関係各課で共有しているという点がございます。

昨年度の例で申し上げますと、1,149人の方に提出していただきまして、今年度については1,082人の方からアンケートを出していただいたということでもあります。ことしの例でいいますと、350人の方が自由記述欄で何らかの提言、ご意見書いていただいているということでもあります。そういう形で、いわゆる公聴事業の一環として機能しておるというふうに思っています。350人の自由記述欄、これは全体施策の評価ということよりも問題点があるということのご指摘が多いというのが当然のことですし、これらが非常に事業の参考になるということです。

さて、なぜかという点については、町内地域ごとに、これは当然地理的条件も違いますし、歴史も文化も違う、伝統も守ってきていらっしゃるということで、いろいろな物事の経緯、あるいはそこに住んでいらっしゃる方々のいわゆる伝統といいますか、歴史といいますか、そういうことも教えていただきたいということで直接伺って、さまざまなことを理解したいという、意識の中でやられたものです。もちろん一巡だけで十分ということではありませんが、その後も折に触れ、地域ごとの意見もくみ上げるようにさせていただいたことすし、先ほど区長の時代というお話がありました。区長の皆さんが区の意見をまとめて持ってきていただくということについては、具体的な話として非常に重要な——公聴活動というとか何かワンクッション置いたみたいですが——大事なことだというふうに思っています。

もう率直に実態を申し述べさせていただいて、議員もご理解いただけると思うんですけども、実際に町長と語る会に出てきていただいた方の多くが、町内の各種団体で役職をお持ちであるとか、あるいは積極的にそういう各種団体で活動していただいている方と重なっていることが多かったというようなのが事実でございます。したがって、この間改めて従前どおりの語る会ということを開催して、再開をお願いしなくても、いろいろな町内団体、これらの会議の機会であるとか、行事であるというときに、いろいろご指導いただく、あるいは意見交換をさせていただくという方と重なっていたということがありました。また、そういう機会も多くしたいというふうに意識しまして、各種団体の意見交換会、あるいは懇親会、これについては積極的に参加させていただいてきたところでございます。これが今までの経緯、あるいは考え方でございます。

今改めて、直接膝を交えて懇談することを望んでいらっしゃる町民の方が多いというご指摘を議員から直接いただきましたので、これらについて再度検討していきたいと思っています。

あえて申し上げますと、今、再開するのはどうかというご質問ですが、再開というよりも、新たな構想で町に住む方々の意見を幅広く、あるいは順次、しかも直接伺う機会、これを設けるようにしていきたいと本日のご指摘で思ったところでございます。特に、女性であるとか、小さなお子様をお持ちの保護者の方であるとか、そういう方と直接かわるという機会が、申しわけないんですけども、私個人としては少ないということなので、その辺も意識しながら、どういう形で直接お話しする機会を設けるのがいいのかと、これは少し考えさせていただきたいと思っております。

そしてまた、お願いもごさいます。前回やったときも議員の方々には、地域の段取りだとか、あるいは若干の準備だとか、いろいろお手伝いもいただきました。改めて今、新しい設定で考えていきたいと申し上げましたけれども、いずれにしても議員各位のご協力をいただきながら進めるという必要性はあると思っておりますので、これらにつきまして、また今、前段で申し上げた構想を固めて始めるという際には、ご協力もお願いしなければいけないと思っております。ひとまず答弁させていただきます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 前向きな発言というようなことで捉えさせていただきたいとは思っているんですが、今の内容について、事務方の担当だと思われまゝ総務課長は、どんな見解がありますでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 今、町長が答弁で申し上げたとおりでございます。やはり行政といたしましても、ふだん町の行政に直接かかわらない方等もごさいます。そういう方を少しでも住民参加をさせる上で、こういう機会を設けるべきかなと考えておりました。今後検討をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ありがとうございます。先ほど町長が18地区を一巡1回しましたと、そういうことの回答をいただきましたけれども、私これで十分だとは思っておりません。それといろいろな範囲の中で、団体だとか、もろもろのところに出て、一応説明だとか、そういった意見交換をしていますだとか、そういうことであるんでしょうけれども、アンケート等でありまゝと顔も見えないと、そういうような状況もありますし、役職も持たないという方もおりますし、そういった部分をやはりフォローするには、色々と意見もあるのは事実でありますので、ぜひ地区別懇談会を59行政区個々にやりなさいとは一切言っておりません。また、我々が協力するということは、こういう発言をするからには、当然その覚悟もありますので、その辺についてはどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） まさにご指摘のとおり、議員の少なくともこの議場にいらっしゃる皆様のご協力・ご指導をいただきながら、さっき申し上げたように、どういう形が最も幅広くいろいろな方に自由に意見を言っただけとかという観点も考えながら、早急に、あえて再開とは言いません。開始するように準備を進めたいと思ひます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ちょっと飛ぶ質問になるかもしれませんが、やっぱり行政区等の再編なども、これは行政区等でやるほうが自然なんだろうと思ひますけれども、とてもとても区長は1年で交代するというような部分が多いというようなことの中で、そういった部分

もやっぱり地元に行って、膝を交えて、含めて話し合いをすとか、またさっきの第1問目の高橋議員さんが質問した中でも、いろいろな場面で説明不足だとか、広報の周知不足だとか、そういうのがあると伺っていますので、その辺も含めて検討願えればと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） まさにご指摘のとおりだと思います。1つ行政区の統合問題、これについては、みなかみ町新設以来の課題となっています。区長会に改めて懸案としてお願いし、継続審議になってからも数年たっていると思います。このところについては何を思い出したかという、いわゆる平成の大合併のときに、総務省が一定の枠づけを出すべきだとか、あるいは少なくとも各県ごとに県のほうが、外形的にいうとこういう合併が好ましいですよということを示した県もありますし、群馬県のように全く示さないところもありました。

今の石坂議員のご発言は、区長としてのご苦勞も踏まえてのものということだと思います。区を統合するとすれば、こういう問題が標準的にありますよ。それについて解決する手段、こういうことはこういう手段で解決できます。こういうところは地元でもう一度考えてください。いわゆるひな形という言い方ですか、最近、地方自治とはいいいながら、総務省も結構ひな形、我々のところに流してきます。それがいいことか悪いことは別として、検討素材として提供し、それを解決するにはこういう手段がありますよということで、区の再編をお願いしていることについて、もう一度いわゆる町執行部という言い方もちょっとかたくなりますが、何か案を出して各区にご意見いただくと、これは一つのことについて案だと思います。

また、そのこともありますし、それとは違って、その他のことも多々あるという今のご指摘のとおりです。これらについて、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、ぜひやることで、そしてどういう方に幅広く集まっていたらいいのか、あるいは投げかけとして何らかのテーマを出したほういいのか、出さないほうがいいのか、それらを含めて早急に検討させるように、あるいは自分が検討するようにいたします。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 実はなぜそこをちょっと質問したかといいますと、実は現役のときに行財政改革調査会事務局長ということでお世話になりました。そのときに行政区の再編についてということも案として示してあるわけですね。ただ、ちょっと誤解を招いているような部分があるようなんですけれども、それでやりなさいというようなことの何か意識をしている人がおるようなんですけれども、あれは一つの例でありまして、ああいったものも出ておりますので、ぜひそういったものも示した中で、ぜひ地区別懇談会等行っていただいた中で、それだけはやりなさいということではありませんけれども、そういったものも出ていますということも承知していただいた中で取り組んでいただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 枠組みを固定的に考える必要はないと思っています。けれども誰が考えてもこういうことはあるよねという案は、同然出ているんだと思っています。

今、同じように、各種検討委員会の話がありました。公共施設の統廃合の委員会、これは明確な答えが出ているんですけども、これを実行に移すことは実に難しいと思いますし、そのことを地区別懇談会のテーマにするかと、これはちょっとつらいなというふうに思っています。

いろいろな問題があるというのはご指摘とおりだと思っていますので、先ほどのお話のとおり、テーマについては固定しないほうがいいんだろうと、ただし、話題提供としてのテーマというのは、軽く何かあったほうがいいのかなと、前回の経験を踏まえてそう思っていますので、ぜひその方向でやらせていただきます。

議 長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4 番（石坂 武君） 今の一つは例として示したわけで、地区別懇談会にそれを取り上げるということは枠外ということであれば、それはそれでいいんだと思うんです。

それで地区別懇談会の中で、やはり膝を交えて聞く耳を持つといいますか、それで最初は今言ったとおり役職の方だとか、要は言葉を私が解釈すると、人数が少ないよというようなことを町長言われたのかなと、ちょっと違ったら訂正していただければいいと思うんですけども、やっぱり継続してやることによって、地域住民の認識も上がってきたりということの中で、徐々に人数もというようなことになってくるのではないかなと思います。

ぜひ開催に向けて、まだ最初は具体的なことは回答としてもらってはおりませんが、できればぜひここで具体的な開催時期等についても、現状で回答できますかというようなことも質問として用意してありました。どうでしょうか、その辺。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） ちょっと先ほどのところ戻らせていただくと、人数が少なかった場所もあったと、これは事実ですけども、例えば1時間半なり2時間ということで、おいでになった人数に合わせて発言の機会が、あるいは1人当たりの意見交換が多かったということですから、別に人数が少ないからということではないですし、さっき割と簡潔に答えてしまいましたので、それ以上余り言うところ角が立つので言いませんけれども、相当いろいろご意見を別の場面でも聞ける方と最初お話ししたなという印象が強かったものですから、この間2巡目の企画を立てなかったということですから、今のご指摘を受けて、最初の答弁と同じですけども、早急にやっていきたいと思っています。

具体的な開催時期ということになると、ちょっと現況業務、あるいはその他をどう調整し、どういう順番でやっていくのか、あるいは構想を固めるというふうに申し上げました。この辺の準備、ちょっとやらせていただきたいと思っています。

議 長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4 番（石坂 武君） その点については了解いたしました。なるべく早く調整していただければと思います。

また、当然地区に行きますと、勝手な、嫌なというんですか、発言も間々あると思うんです。それはそれとして、やっぱり膝を交えて、くどいようですけれども、それが必要だろうと思います。

また、当然予算等の問題もあったり、要望全てが実施できるものではないということは、区民の皆さんも当然理解していることだと思いますので、要は忌憚のない話し合いを膝を突き合わせて、目と目を合わせてやるのがまず必要ではないかなと、私は思っているわけですけれども、その辺について、もう一度お話をさせていただければと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのご指摘のとおりだと思います。全く内容は指定しておりませんし、幅広い方の意見を聞きたいというのが真意でございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 前向きな発言ということで捉えさせていただきます。

1問目については以上で、次に、第2点ということで、この質問については、原澤議員と先ほども言いましたけれども、ダブる部分があるということで、その辺譲るところもありますので、簡潔にやりたいと思いますけれども、合併後の効果と結果についてということで質問させていただきます。

平成17年10月1日に、旧月夜野町、新治村、水上町の2町1村が合併し、平仮名のみなかみ町になって、来年の10月で合併10年ということになります。一般に、これも実は旧水上町のときに合併対策室長ということで最後職を終わりました。一応そういったことの中で気になる場所であるんですが、合併後10年で一応の効果が出るというようなことで一般的に言われているんです。そこであと数カ月で9年を迎えるという現状において、その辺の結果といいますか、効果といいますか、どんな今までの間に実績があったり、効果があったりというようなことの中で、触れていただければと思うんですけれども、その点伺います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、ご指摘のように、平成17年10月にみなかみ町が発足して、今9年目を迎えております。10年に向けてどういうふうに、いわゆる町民の方々に新設10周年という機運を盛り上げていただくか、今、準備しております。

一言で申し上げますと、みなかみ町新設の目的、おおむね10年で効果が出るというご指摘ですけれども、みなかみ町については、既に非常に大きな効果が出ているというふうに確信しております。

何かといいますと、皆さんよくご存じのとおりです。旧町村の合併のきっかけになったものについては、財政問題が非常に大きくありました。まず、財政のいわゆる経常収支比率、これを見ますと平成17年が102.8%ということで100%を超しております。つまり財政が完全に硬直化していたということが言えると思います。平成24年度については、ここ一、二年の改善度は低いんですけれども、86.8%、ポイントでいうと16%の改善になっている。経常経費率80%の後半ですので、80%前半であるべきだ

という議論とこれはあると思いますけれども、相当改善されています。

この大きな要因というのは、もう本当に石坂議員にご答弁するのは申しわけないようですけれども、人件費比率が30.1%あったのが21.9%と、要するに8.2%減少しているわけです。額でいうと毎年単位で4億とか、その程度になるとと思いますけれども、これについては、各般の経常経費についての町民のご理解と、そして何よりも先輩役場職員の方々の特段のご協力という言い方になると思います。そのおかげだというふうに思っています。そういうことで、公債比率について27%から21.1%というふうに、ほかの各種要因もございまして、財政構造の硬直化が改善されてきているということです。

これについて強く言っていますのは、ご存じのとおり、同時期に合併なり、あるいは新設なりという市町村は全国に多々ございます。けども、これだけ改善されている例、みなかみ町ほど改善されている例となると、非常に少ないと思っています。これは端的に申し上げますと、数字はありますけれども、役場職員の職員数が適正規模240という前提がありますけれども、それに向けて皆さんのご協力で急速に整理できたということだろうと思っています。

また、その効果・目的、個別事例たくさんございます。それぞれ、石坂議員もお気づきだと思いますし、後ほど必要があれば答弁させていただきますけれども、みなかみ町については、みなかみ町という格好で新設したということの効果、この平成の大合併で言われている平均よりも圧倒的に効果が出ておいて、そしてまた、当初の新設の目的ということについては、相当実現されているんだろうというふうに思います。

もちろん個別事項についていろいろな議論がされます。これは一般的に全国標準でいろいろな指摘の仕方もありますし、そういう問題が起きていることも事実だと思います。けども、みなかみ町新設の大原則、大前提であった財政という観点、あるいはそれに伴って各種の合併特例債であるとか、またこの間指定されました過疎債であるとか、これを有効に活用するといったようなことで、相当みなかみ町新設の効果が出ているというふうに理解しているところです。

また、後ほどのご質問に応じて、個別の話については答弁させていただきます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 私のほうも経常収支比率だとか、そういった数字の部分については、過去の経験からわかるわけですし、また効果等も説明の中で、私なりには理解ができるんですが、まさに先ほど来、話をしているとおり、説明不足、広報不足というようなことの中で、住民が余り知らないんじゃないかなということが危惧されます。

したがって、1点目に戻りますけれども、やはりそういった情報交換の場は必要であろうということをおっしゃって加えさせてもらうのと、あとは私も協力した職員の1人かなというようなことで今、捉えておりますけれども、ぜひそういった効果があるのであれば、周知等の方法を考えたいというふうに思います。

また、先ほど町長触れました、合併当初は399名の職員でスタートをし、現在二百七十数名だと思います。職員も合併当初の3分の2ということで減っているわけですがけれど

も、ただし、水上地区を見ますと、支所においては合併当初約40名の職員でスタートしておりますけれども、ちょっと数字が違ったら謝りますけれども、現在、正職員が12名というようなことで運営がされているんだと思います。今の3分の1全体職員が減ったのと逆に、3分の1以下の体制で運営をされていると、そういうこともあります。

また、個別事項ということで町長は捉えておりましたけれども、結果として確定申告の処理対応が支所ではできないとか、あとは健診の会場が減っただとか、投票所も人口減というようなこともあるんでしょうけれども、減らされたとか、何よりもまして心配なのは、今年度より支所長と除雪センター長が兼務になったと。2月の大雪等の状況を見ると、これは大丈夫なのかなと、そういった危惧も私としてはあります。

一応、そういったことの中で、その辺の個々の事項だからということで捉えられてしまうとそれで終わりになってしまうんですが、その辺の状況について見解をお願いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 個別の点で申し上げますと、職員399名が261名という格好で約3分の2になっていると、一言でさっきから申し上げていた、これだけの職員削減やっている合併市町村はまずないと思います。つまり合併というのは、あるいは一定の規模の論理を働かせながら、合理的な運営の余地があるのではないかというのが非常に大きいと思います。

だけでも、これは先ほどから何度も言っているように、協力いただかなければいけない話で、人の問題ですから、なかなか手がついてなかったのを前町長の段階でそういう方向が出た、これで経常経費率が下がることによって、投資的経費がふえたものについては、合併特例債等の特例的なものを利用して、きちんと償還計画ができる中で、投資ができてきたと、その投資の効果というのは個別にあるわけですが、これはこれであると思います。

そして確定申告、あるいは各種の申告等についてのサービスの問題、これはいつもご指摘いただいているところです。つまり、通常の役場業務を集中化、これについては避けて通れないんだろうと、いろいろな意味でのご不便、これについては、町民の方から来ておりますし、どこまで集中化すべきかと、これは常に議論のあるところです。

それから、もう1点、それぞれの投票所の問題は、またこれは全く別の議論だろうと私は思っております。経費がかかっているとか、あるいは場所がないからとかいうことではなくて、一括してきちんとした投票所の各種の必要性というのは、投票の自由度であるとか、その他を確保すると、ある程度集約したほうが確保できるんだろうという点はあるんだと思います。

これはちょっと議論を置かせていただきますけれども、例えば通常の業務は別にして、一朝事があったときに、本庁にしか人がいないという状況というのは、いろいろな意味で問題があると思いますので、この間除雪センターであるとか、獣害センターという格好で、両支所に町全体を見るような機能を持った形で通常職員が配置されているという形も、いわゆる合庁方式に違反しないように心がけながら、配慮はしてきたつもりでございます。

その形で十分なのか、どうなのか、機能あるいは別の形を考えるなりにして、住民サー

ビスのレベルをいかに落とさずに支えていくかと、これはこれで検討課題だろうと思っていますし、方向性としては、支所という形のもので、さらに合理的集約化という方向で検討せざるを得ないだろうと思っています。これは現実問題としてどうできるかということとは別にいたしまして、方向性としては、そういうことがやはりみなかみ町新設の論旨なんだろうというふうに理解しているところです。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） やはり尽きるのは、広報周知不足なんだろうかと、そういうふうに思います。そういったことが、いずれにしても町民皆さんは平成17年10月から合併して、平仮名のみなかみ町の中で暮らしておりますので、やはりそういった情報を頻繁に提供していただいたり、広報活動等も頻繁にさせていただきたいと、そういうふうに思っているわけです。その点も考慮して町政運営をお願いしたいと思います。

また、先ほど町長がちょっと話しして、もう少し詳しくというようなことの中で、その辺については、どんなあれがあるわけでしょうか。説明してもいいですよというようなことを先ほど言われましたけれども、その点についてよろしくお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 財政収支比率の話。そして他との比較でいうと他の批判になりますので、これは微妙なんですけれども、全国の平均値に比べてどうだとか、これについては、この間説明が足りなかったと、これは改めての認識です。つまりそういう数字がまとまったたびに広報であるとか、あるいは町の予算の概要であるとか、いろいろな形で出てきたつもりですけれども、それが直接町民の耳に届いていない。このご指摘も事実だと思います。どういう方法がさらにあるのか、あるいは違う形の広報の仕方がいいのか、広報の不足というのは、先ほどの高橋議員への答弁もそうですし、今も石坂議員からご指摘いただいています。再度広報なり、伝達のあり方、どういう方法があるかわかりませんが、問題意識を持って検討したいと思います。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ありがとうございます。

当然のことながら、先ほども触れましたけれども、来年の10月には合併10年となります。そこで、そのときには当然、今、町長が回答された中の部分も含めて、合併検証もされるというふうに私は考えておりますけれども、公表も含めてされるということで理解してよろしいかということと、あわせて記念式典的な計画等も今の現状であるのか、ないのか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 10周年に向けて各種の式典、イベント等を検討しています。逆の言い方をすると、新設10周年記念ホールを造るような検討は全くやっていません。つまり何かというと、合併あるいは新設10年を機に議事堂をつくりますとか、庁舎をつくりかえますとか、これご存じのとおり新設市町村、特に合併新設の町村においては、庁舎をつくと

いうことをメインにして特例的な起債ができます。これは幸いなことに議場もここを使っていますし、多少、上毛高原駅前の施設があいたので、分庁的になっていますけれども、基本的には1カ所でできて役場施設、これ今回の予算にも若干の改修費お願いしていますが、基本はここが使えるということについては、非常に有利なみなかみ町新設だったのかなと思っています。

そして、先ほどお話を飛ばした中で、一緒になってよかったという点が1つ大きく、この間から水道施設の整備の話をしています。水道水源として旧水上町が持っておられた水利を全域で使えるというのは、新設みなかみ町の利点だと思っています。これがいよいよ緒につきます。そして、逆の言い方ですけども、先ほどの議論も出ました奥利根アメニティをどうするのか、これがこの議場で議論できるということは、3町村でないからこそできるのでして、議員さん方の責務も重くなっていると思いますし、執行部の責務も重くなっているということだと思います。

そして、反対の事例、結果が出ていないけれどもということになりますと、繰越明許でご説明しました火葬場建設調査費、これについて執行できていません。もし新設みなかみでなくて、旧水上町だったら、あそこ直すの当り前だろうということで、もう直っていると思います。それを統合できるのか、できないのか。まさに統合できるということであれば、みなかみ町新設のメリットでありますし、統合できないとしても機能分担ができるということであれば、やはり1つのみなかみになったという効果だと思っています。

少しわかりにくい事例を出してしまいましたけれども、いろいろな意味でみなかみ町として9年弱前に新設されているいろいろなことが出てくると、これについては全てプラス面かなというふうに認識しているところです。

(「検証、公表です」の声あり)

町長(岸 良昌君) 合併の検証については、どこでもやるべしと言われておりますし、ひな形的なプラスマイナスの論がもう既にいろいろなところで出ています。大小かかわらずひな形的なものに当てはめればいろいろなことが書けるんだと思います。それはそれで責務としてやらなければいけないんだと、だけでもその中身が何なのかということを引きつと町の方々なるべく広くご理解いただくと、これについては、先ほどからいろいろな事例を出して、ご指摘いただいているように努めなければいけないことだろうと思っています。

したがって、検証はやるのか、つまり合併のメリット、デメリット、わかりやすく言うところ定型的な評価はきちっとやるんでしょうねということは、これもやります。そして、そのことは当然公表します。その数字なり、表づらだけでわからないこと、あるいは内容のこと、これについてどう理解いただくのか、これの努力はもうやらなければいけないんだというふうに思っています。

以上です。

議長(河合生博君) 石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4番(石坂 武君) 検証、公表はやるということで回答いただきました。

また、式典については、記念碑等そういったものをつくったりということはないという

ことで理解しましたんですけれども、イベント的というんですか、そういった式典はどうなんでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 現在、多様なイベントを考えております。これについては、外部の力をかりるとか、あるいは地域ごとに、あるいは分野ごとに、いろいろな形で重層的にやっていく。ただし、そのベースになっていますのは、やはりみなかみ町健康・スポーツまちづくり宣言、この辺のイベントが多くなるだろうと。イベントと言ってしまふとちょっと変なんですけれども、記念的な行事です。それで、そのことによって改めてこれからのさらに次の10年に向けて町の皆さんが一体となって、どう進んでいただけるかというようなきっかけにするということをメインに置きたいと思っています。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 先ほど町長、合併によってアメニティパークの関係もなんですが、討議というか検討ですか、それについても合併したことによって、ここで討論がなされるんだというようなことは、それはそのとおりだと思います。

それとあと火葬場の関係等についても、いろいろな取り組みを今後考えていくということで、これはこの質問とはちょっと離れていますので、今後に戻せばいいんだと思います。

それで最後に、いずれにしても町民皆さんの意見に耳を傾けるということは非常に大切なんだろうと、合併した平仮名のみなかみになったということの中で、まだまだどうも水上地区、月夜野地区、新治地区というような考え方ができるように思いますけれども、その辺町長としてはどんなふうに捉えていますでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） これについては、まさにみなかみであり、そのいわゆる団体自治の実現の場としてはみなかみ町だと。そして住民自治の成立については、みなかみ町全域でやるということも当然ありますけれども、やはり前ここで答弁をさせてもらったことでいうと、神社を守る単位、言いかえると行政区単位と、あるいは商業施設だと連携して行って先ほどの議論につながってきてしまいます。だから地域の個性というのは、区切りにくいですが、あえて言えば60と言ってしまふといいんじゃないかと思っています。そこで住民自治を実現しながら、効率的な団体自治をみなかみ町で実現するという形でやっていきたいと思っています。その中で、あえて今60と言いましたけれども、60を3つに分けたものを考えることはないだろうと、常に私は言わせてもらっています。

ただし、大きな問題として、中学校が新治中学校区、月夜野中学校区、水上中学校区、藤原中学校区と4つありますので、この学区ごとの議論というのはあり得るんだろうと——当面の間はですよ——というふうに思っています。一言でいうと、今のご質問に対しては、住んでいる方々の意見、あるいは意識、これは歴史と文化と伝統をしょっていますから、あしたからこうだよというふうにはもうちょっと時間がかかるだろうという認識の中で、行政手段としては、いつまでも水上地区、月夜野地区、新治地区と言わなくてもいいのではないかと、これは職員の中でも私だけが一番素人なので、いつも強く言わせても

らっているところです。

今の石坂議員のご指摘が、私のそういう意識でいいよということであればありがたいんですけども、そうじゃないということであれば、またいろいろご指導いただければというふうに思っております。よろしいでしょうか。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 町長の最後の発言については、今後かみ砕いて私としては検討したいと思っております。

いずれにしましても、町民の声に耳を傾けてくださいということと、合併後云々というような話を2点させていただきました。

時間若干余っておりますけれども、最後に合併した平仮名のみなかみ町の発展に向けて、さらに努力していただくことをお願いするとともに、あとは私個人としては、本日傍聴いただいた方に感謝を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合生博君） これにて4番石坂武君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を1時ちょうどにしたいと思っております。

（11時53分 休憩）

（12時59分 再開）

議長（河合生博君） 再開いたします。

発言の訂正

議長（河合生博君） 原澤議員の質疑の中で訂正がございますので、税務課長。

（税務課長 中島直之君登壇）

税務課長（中島直之君） 先ほど原澤議員の関係で、軽自動車の割合でございますが、先ほどのほうは利根郡内の台数で割っておりまして、みなかみ町の台数になりますと約53%になります。よろしくお願いたします。

議長（河合生博君） それと閉会前の私自身の発言の中で訂正をさせていただきます。1時再開にしたいと思いますというのを再開しますということで、訂正をさせていただきます。

通告順序3 7番 中島信義

1. 鹿野沢以北の生活道路の整備について
2. 旧幸知小学校校舎の解体を早期に実施と跡地の活用について
3. 大穴ジャンプ台の在り方について

議長（河合生博君） それでは、引き続き一般質問に移ります。

7番中島信義君の質問を許可いたします。

中島君。

(7番 中島信義君登壇)

7番(中島信義君) それでは、今議会におきまして、7番中島信義、一般質問をさせていただきます。

本日は2件ともう1件、3件ということになりますが、時間がなくなれば、それで最後は切りますけれども、私が質問させていただくのは、前にも質問させていただいた内容と同じでございますので、初めてこの議場にいられた議員の方々、あるいは町職員の方もいらっしゃると思いますので、若干その辺に触れてみたいと思います。本来はそこはもう省く予定でいましたけれども。

平成22年4月に議員として初めて当選させていただき、この議場へお世話になることになりました。その年の9月にこのタイトルにありますように、鹿野沢以北の生活道路整備についてという1点と旧幸知小学校の校舎の解体と跡地利用についてということ2点を質問させていただきました。

まず1点目の鹿野沢以北の生活道路確保にということとは、過去に何回となく陸の孤島として経験をさせられたということがあります。22年の質問のときには、これを出さなかったんですが、昭和56年あるいは58年、このときに豪雪がありまして、通行が交通車両が思うように動けなかったということで、陸の孤島化というふうには結びつかなかったんですけれども、時間的に2時間、3時間通行どめになって、車をとめて除雪したという事例がありました。特にバスについてはほとんど通れなかったということがありました。その後、町の除雪体制の整備というんですか、そういうことで除雪が進み、除雪による交通麻痺、あるいは通行どめというのが今までなかったということになります。ことしの2月の豪雪、関東に降った雪でも、みなかみにおいては交通支障がなかったと言い切ってもいいと思います。

それはそれといたしまして、平成10年、それと14年、このときには局地的な大雨、ゲリラ豪雨によりまして、鹿野沢以北、当時いたしますと600世帯、1,300人と表現しましたがけれども、これが数日間にわたって陸の孤島化したという事例がありましたので、特にその辺をとり上げてまして一般質問をさせていただいた経緯があります。

やはりこれからも我々その地域に住む住民にとっては、大変大きな生活環境ということ念頭に置いた中で今まで来ております。しかしながら、何が起きるかわからない現状の異常気象時代と言っていいんでしょうか、そういったことが懸念されていますので、本日の質問ということさせていただきます。

議長から許可がおりましたので、今言った形で順次質問をさせていただきます。

まず、1件目ですが、鹿野沢町営住宅下から粟沢シンコウを過ぎた橋のところまでぜひ生活道路1本を整備していただきたいということ、その都度お願いをしてみました。平成10年と14年に先ほど話ししました集中豪雨によった災害というんですかね、人身災害等々はほとんどなく、家屋災害、そういうところでおさまったわけなんですけれども、陸の孤島というのを経験しなかった地域住民にとっては大きな不安と不便な生活を経験し、

我々が住んでいるのになぜこんなという声が聞こえたのも事実であります。しかしながら、こういったお願いをするに当たっても簡単なお願いではありません。したがって、多くの住民の方に理解を得ながら陳情書を出していただいた経緯もあります。

そういったところから、平成21年3月に水上地区区長会、17区あるんですが、その区長会のご理解をいただいて連名で、何とかしてほしいという陳情書を提出させていただきました。それらを踏まえまして、22年9月に一般質問という形で私がさせてもらいまして、そのときに町長、今の岸町長なんですけれども、いろんな答弁をいただきました。議会でも採択をいただいているところでございますので、行政のほうでもそれに沿った形でいろんなことを進めていくというようなことでありました。

ここ4年もたちますが、4年たったにもかかわらずと言ったらちょっと語弊がありますがけれども、少し目に見える形での行政の動きといいますか、そういったものが欲しいということで、今回も同じような質問をさせていただくことになりました。

昨年は揖斐川の上流、谷川岳で想像を絶する雨量があつて、揖斐川氾濫、一時的に避難勧告が出ました。これはあそこの地区にとっても初めてのことですが、やはりそういった想像を絶するようなことが起きる現気象状態であるということは、これからも起こり得るということを前提にしていかなくちゃならないと思います。その中で、岸町長は安心・安全なまちづくりを最も重要な事項として掲げております。そういったことを踏まえながら今回質問をさせていただくについて、まずその辺について町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま安心・安全のまちづくりという観点からのご指摘がありました。先ほど中島議員のほうからご発言がありましたように、ちょうど4年前、平成22年7月議会で……

（「9月です」の声あり）

町長（岸 良昌君） ああ、9月。失礼しました。

この2点についてご質問いただき、お答えしているところです。改めて今回、中島議員も新たな任期に入られたということで、懸案事項として改めての確認質問ということだと受けとめておりますけれども、一言で言ってしまうと身もふたもないんですけども、4年間の進展がなかったということで、改めてのご指摘だろうと思っています。

今、質問1点に安心・安全のまちづくり、これは基礎的自治体の任務として住民の安心・安全を確保するということが何よりも優先されると。これについては間違いないと思っています。行政全般としては、国の立場あるいは県の立場、この行政があろうと思っています。そのとき、やはり基礎自治体の第一のテーマとしては安心・安全ということで掲げることができるとなっています。それについては、今ご指摘がありましたように、災害時あるいは豪雨時等についての交通の確保ということもその一つの要因であるということは、おっしゃるとおりだと思っています。全般的なご質問について全般的に答えますと、やはりまちづくりの基本、特に基礎自治体においては住民の安心・安全にあると。これは間

違いのないことだと思っております。

ひとまずそこで一旦切らせてもらってよろしいでしょうか。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） 町の行政というのは公正、公平という基本的な考え方があるかと思えます。

そういったところに公平、公正と結びつけるのは若干難があると思えますけれども、やはりそういう地域に住んでいる人たちはそういうことを負い目にしながら生活していることも事実でございます。

そんな中で、利根川の源流には国・県、そして電力供給の重要な施設が数多くあります。そういった重要な施設があるという認識を当然、町、県、国等々が持ってもらわなきゃならないということがあります。今、私も一応メンバーに入っていますけれども、タマバガワ道開削というような大きなテーマを掲げていることも事実でありますけれども、それ以前に、やはり直近として、我々の身近なところからまず解決してほしいというのが我々の考えであります。

と同時に、今言った国・県、そして企業等の重要な施設があるこの地域、また首都圏の水を守る大変大きな町の責任、また地域でもあると考えます。その点について町長のお考えをまた少しお願いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 私も、みなかみ町を特徴1つであらわすときには利根川源流の町と言わせていただいております。それに続けては、首都圏3,000万人の水がめであり、具体的数字としては水がめとしてカウントすれば、そのボリュームの6割は我がみなかみ町にあると。今の中島議員のご指摘によると、あそこよりも上流ということになると、利水ダムでは3つ、恐らく利根川源流の2分の1の水がめはご指摘のエリアにある。まさに発電ダム等々、重要施設であるということは間違いないと思っております。

今のご質問のその辺についての認識はどうすると。まさにみなかみ町が首都圏に対し森林保全あるいは水の保全、全ての意味で責任を持つということの非常に大きな要因は、今ご指摘のエリアに大きなダムが、利水ダムということになると3つある。そして発電施設を含めた重要施設であるということについては間違いありませんし、このことについては折に触れて発言してきているところでございます。

それらに対してどうかということになると、本当に国全体としての理解等々については、まだなかなか理解いただけていないということで、折あるごとに発言させていただいているところです。本会議場で言うのは多分初めてですが、議員の皆さんは何度もお聞きだと思えます。民主党政権のときから、八ッ場ダムが必要かどうか、それについては新しいダムをつくるのにむちゃくちゃ金がかかるというのであれば、私は、8つのダムより9つのほうが良いと思うけれども、やめるということであれば、あるいはそこを少しでも節約するというのであれば、残りの8つのダムの整備、地域振興をもう一度考えてほしいと、折に触れ発言してきたところでございます。

したがって、今のご指摘の原則、そして町民の安心・安全を含めて守ると、地域振興も

そうですねども。そういう意味で言うと、利根川源流の町としてみなかみ町が責任を果たす中で、やはり国としても県としても、特に源流地域を中心として理解していただき支えてもらいたい。このことについては折に触れ発言してきたことですし、今後ともその努力をやりたいと思っています。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） これだけITが進んでくると、大きな施設、大きな重要な施設であっても遠隔操作というふうに言っていると思うんですね、遠隔で監視操作できるというのが現状であります。したがって、水上地区の奥にあるダム等々、また発電所等々についても、一つの地区で、一つの建物で操作を行って、その確認に行く程度というのが現状だと思います。

今、固有名詞出して申しわけないんですねども、東京電力で上野村に大きな発電所を建設しております。その発電所の操作が沼田の駅のすぐ北側にある沼田工務所というんですねども、そこで操作をしているというふうに聞いております。したがって、現地に人がいなくても何ら問題ないというようなことを水資源の方等々にもお伺いしたことがあります。いや、そうじゃなくて、地元とすると、それだけの大きな施設があるとなると、やはり地域住民の危機管理の観点から、常にそういうところを置いた中で管理をしてもらいたいというのが率直な気持ちではないかと、そう思われます。

そういった中で、先ほど国・県、電力会社等の重要な施設があるからこそ、このタイトルにあるような重要な道路が1本では困るんじゃないかと、そういうところがありますので、ぜひともその辺については、ここの首長であります町長が県・国のほうへ強い意思を持った中で働きかけてもらうことが大変重要かと思えます。

その中で、この地域、観光地としても大変多くのお客さんが訪れております。万が一にも災害がないことを願いますが、平成10年、14年については観光のお客さんが帰れずに役場の職員の方、商工会、観光協会、またそれぞれ来る方々が本当に精魂込めて、お客さんの安全のためにお客さんをスムーズに水上駅のほうまで移動させたということも現実あります。水上駅から以北については急峻な山ですので、いつか想像を絶する大雨が来るとやまない気がするということが当然あり得ます。そういったことを踏まえまして、観光地のお客さんが万が一にもそういったことに遭遇したときにはスムーズに退避できるよう、避難できるように、また誘導できるようにしてもらおうのが町の行政ではないかと思われます。その辺について町長がもしお考えありましたら、改めてまたお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま全体で幾つかお話がありました。現在のダム管理の方法が、現地に人を張りつける形ではなくて、別の方法にシフトしている、これが現実でございます。一番有名なという言い方はないですねども、今で言うと水資源機構です、水資源公団の職員が冬期間越冬すると。これについては小説にもなっているんですね。非常に有名な話です。その状況じゃなくて管理ができるのかということについては、これは専門家の判断に委ねざるを得ませんけれども、しかしながら、あの藤原の奥に冬の間こもったよという

水機構の職員がいるのと、そういう人が、経験者もいなくなったという状況では、やはり地域にある資源を大切に作る、そういう水資源機構のみならず、認識度は違ってくるだろうと、その辺は非常に危惧するところです。

さて、今のご指摘です。観光地としてどうかということについては、今具体的にお話がありましたように、そういう事態が生じたら、いろんな意味で町の、役場のみならず、いろいろな方のご協力を得ながら観光客のスムーズな避難といたしますか、退避といたしますか、そのことについては考えていかなきゃいけない。これは非常に重要な問題だというふうに思っています。

ただし、1回行っていて、そのところが大雨が降ったら帰れなくなるから、そこから上の観光地は行かないよと、こういう観光客はまずいないと思います。もっと奥の一軒ごとの温泉地、そういう状況であることは客観的にはわかるわけですがけれども、それを求めて来られる方もいらっしゃるし、観光地だからどんな事態があっても常に通れなきゃいけないということではないと思いますけれども、今ご指摘のような要因があるということについては重々承知しているところですし、観光が主産業のみなかみ町としては各般の配慮をしなきゃいかんと。これはそういうふうに思っているところです。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） この生活道路をもう1路線ということをお願いする背景には、人それぞれの考え方がありまして、藤原から片品に抜ける道があるじゃないかという人もいらっしゃいます。これは万が一のときの迂回路として使えるか。さきの山田山館長の話の中で、11月の初旬から5月いっぱい通行どめになるという坤六峠、言うなれば1年12カ月のうちの7カ月が通れない道なんです。これを迂回路として位置づけるのは全くナンセンスだなと、そんなふうに思っております。それも一つの論法としてはないわけではありませんけれども、半年以上車が通れない道を避難路として位置づけるのはおかしいかなというようなことがありました。そういったことを踏まえながら、私たち奥に住む住民の年齢構成を考えると、さきに人口問題研究所が発表した35年、40年後にはこのみなかみ町の人口も1万1,000人だよ、あるいは1万人切ると消滅地区、消滅集落というようなことが言われます。

しかしながら、30年、40年たったら半減じゃないですよ、奥は。もうある意味5分の1、それ以上の数字が出てくるかもしれません。本当に分母がそういう形になると思います。

そういったところを考えていきますと、もう我々にとって先々の年齢というのは本当に限られた時間というふうに言っても過言ではないかなと思っております。そういった部分で、早急にそういった行政の考え方を少しでも進めてもらえれば、今住んでいる方々がどれくらい安心・安全ということをお自分の心に刻み込めるかというふうなことになると思います。どうか、これはお願いみたいな形になりますけれども、再度こういった質問をさせていただくということは、ぜひ町長のお考えを上部機関のほうへ積極的に強い気持ちで申し上げてもらえればと、そんなふうに思うところでありますので、いついつに整備なんていうことは

全くできないと思いますけれども、町長の考えがその辺に少しあるとするならば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘ありました。もう皆様もわかっているということで、全て省略して話しておりますけれども、水上地区の湯原、鹿野沢までは国道291と県道沼田水上線があって、完全に2本路線があるということですし、藤原湖周辺になりますと西線と湖の両方ありますのでダブルになっていると。これはもう東日本大震災のときに議論されましたように、あるいはそれ以降、高速交通網のミッシングリンクという議論がしきりになされています。何らかの格好で2本、片方がとまってももう1本が使えるよという状況にしなきゃいかんと、これは国のスケールの大きな意味でも基本的認識です。

そういう意味で言うと、利根川左岸を通ってきます県道沼田線でも、真っすぐ上げて行って利根川の左岸を通って向山地区を抜けて幸知、綱子、粟沢の対岸を通るルート、県道水上片品線になりますか、約5.5キロと言われておりますけれども、この道路をつくらないと、今ご指摘の部分が2本にならないと。これはもうそれぞれの路線を何とか成立させなきゃいかんということでもあります。そのとおりだと思います。

そして、私の考え過ぎかもしれませんが、中島議員がいつも生活道路というご指摘があります。幹線道路であれば国道、県道だけでも、生活道路だと市町村の責任だと。市町村がつくれよと言われていたのかなというふうに一方で感じながら、この間も、ぜひ国道の対岸の道を、国道機能を補完するようにつくるんだから県道としてやってくれと。要望もそうですし、町としても要望してきたところです。したがって、今後とも引き続き、今申し上げた路線を県道として整備してもらおうよという要望を強く働きかけていきたいと思っています。

言わずもがなで皆さんわかっていることを言うのも非常に失礼なんですけれども、小松発電所の取り入れの隧道があるとか、あるいは地形が急峻で、地質がもろいとか、そうじゃなくても、今でも中腹が崩壊状態のままでほうってある状況にあるといったようなことで、ここに道路をつくって安全に利用するには事業費が相当高額であるといったようなことを県が言っているのは、事実でございます。そのところを突破しながら、さらに要望していかなきゃいけないということだと思いますし、先ほどから中島議員のご指摘あるいは私がお答えしていること、あるいはそれよりも何よりも地域みんなの気持ちとして、あそこのところ1本だけじゃ心配だと。そして、大災害があったときというようなことではなくて、事例でお示ししていただいたように、何十年に1回ということではなくて、もっと頻度があって、1本では通行どめになってしまうだろうと。ご指摘のとおりだと思います。この辺、具体的には県になりますけれども、もう少し認識してもらおうよ、引き続き強力に要請をしていきたいと思っています。

今申し上げたような地形的条件、投資の問題等々、県も言っておりますので、突破するのはなかなか大変だと思いますけれども、認識としては中島議員のご指摘あるいは地域の方の認識と私の認識は同じでございますので、要望活動についてはさらに強化していきたいと思っております。

議 長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7 番（中島信義君） 今、町長のほうから路線の施工というふうなことから考えると鹿野沢から北側に向かって、当初はトンネルという構想もありましたけれども、とてもじゃないけどトンネルだと問題が大き過ぎて進まないということから、今、農道としてある既存道路を活用して橋をかけていけば割方近い距離ということと、工事そのものが割方簡単にできるということを、町長が今認識しております。国道291の大半については県主導、旧幸知小学校から向こうについては、今農道・林道等があることを活用すれば、道路の型がありますので、これについてはそんなに大きな難しい問題じゃないと思いますけれども、橋があります、橋を2カ所新設ということになります。東京電力はこういう形になりましたので東京電力におんぶということがなくなりましたけれども、やはりそういったところを活用することによって、時間的にスムーズにそういった問題が解決の方向へ一歩踏み出せるんじゃないかなということ、一応私の質問として終わらせていただきます。

次に、2件目の質問をさせていただきます。

この2件目の質問、旧幸知小学校の校舎の解体を早期にしてもらいたいということ、これも22年9月の定例議会で質問させていただきました。この旧幸知小学校、これは23年4月に水上小学校と統合いたしましてから一応廃校ということになりました。廃校と言えればまだ格好いいと思いますけれども、もう建物は廃墟みたいなものですね。そんなようなところから地元の方々は、何とかあの建物がなくなってほしいということが最大の願いであります。以前だったら、壊してくれんかいということ、これを地元の人から言われます。しかしながら、現状はこういうことだということで若干の説明を加えながらやっているわけですが、当時、統合の協議のときに、これは文書では交わっておりませんが、口約束で地元の方々の早期解体をお願いしたいということを町の行政、町長を初めとする方々と申し合わせをしたという記憶があります。そういったものが記録として残っているかどうかというのは、ちょっと私にもわかりませんが、昔の資料を見てもそういう資料は残っておりませんが、一応そういうことをみんなでお願いしたいという経緯だけは頭の中に残っておりますので、町長、その辺についてのご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） この幸知小学校の跡地ですね、校舎の撤去、これについて前回のご質問のときは、新水上小学校に統合するということが決まって、まだ現実化される前のときです。したがって、それから4年間どうなっているんだと、これもまた先ほどの質問と同じだと思います。

最後のところだけを先にお答えすると、記録がある、なしではなくて、そういう理解だと。これは全ての人々の認識であると思っています。その前提で、ここちょっとまとめて答弁させてください。

平成20年に議会の全員協議会にお諮りして、そして20年8月20日あたりから水上中部学区の方々に説明会を開始して、そのときの問題点は、当初、水上地区の小学校、中

学校については小中一体型の校舎建設をするという計画で来ておったというふうに承知しています。これが当時の国の重点の置き方から、学校校舎等の耐震改修については各種の交付金等、有利なものが使えるということが基本だったと思いますけれども、時間のかかる小中一体型ではなくて、水上中学校の改築、水上小学校の校舎と一部には体育館の耐震補強ということで、国が懸案事項を解決しなきゃいかんと言っておった耐震補強のところに持って行って整備を進めたということがあります。そのときにあわせて、水上小学校と幸知小学校を統合して統合水上小学校にするという案をご説明しながら、何回かの説明会、協議、これはまさに子供たちを幸知小学校に出している保護者の方あるいは地域の方々のご理解を得て、平成23年4月1日に統合水上小学校になったということです。そのことをもちまして、我がみなかみ町は県内でも恐らく2番目だったと思いますけれども、小学校、中学校の校舎、施設等の耐震化が100%できたということになったわけです。そのときに、当然のことながら幸知小学校の跡地利用ということについても議論がなされて、これについては跡地利用を行うということで、どういう施設が適切なのか、いろんな手段で求めていこうということになっております。

さて、そのときにその後どうであったかということについて申し上げますと、きょう、多分議員の皆さんに初めてお伝えする新しい事態がありますので、続けてご説明させていただきます、みなかみ町は町村合併により統合した施設、あるいは機能として統合できるけれどもまだ統合していない施設、今後施設を壊さなければいけないという施設が、わかりやすく言うとメジロ押しです。その中でどういう優先順位をつけていくかということですが、この財源の確保をどうするかということで、もう議会の皆様が一番よくご存じのとおり、平成10年に廃止して、ずっと懸案だった後閑の旧衛生センター、これについても何とか新設みなかみ町の財政を回しながら少しずつ壊していくということで、本年度途中で何とか社会資本整備総合交付金等で解体を完了させたいと思っていますところですが、

今までも、幸知小学校あるいはほかの施設もそうですけれども、新たな用途が決まれば、それに対する交付金なり補助金というものが撤去部分にも適用することがあり得るので、利用が決まってから撤去したほうが町の財源としては有利ではないかということで、この間ずっと来ておりました。

平成26年度からですけれども、公共施設を撤去する費用に起債を充当することができるようになったというのが本年度からの新しい流れです。したがって、今まで公共事業というのはものづくりばかりで、壊すことを考えていなかったというのが一歩進んだと思っています。ただし、起債です。3つの起債の手段がありまして、1つが公共施設等総合管理計画を策定することによって起債するという措置ですが、これについては一般財源の起債ですから、償還時に交付税措置がないということでもあります。

我がみなかみ町については合併特例債がまだ活用できるという状況になっていますので、合併特例債を活用する、つまり、この合併特例債の充当率95%、返済時70%の交付税措置というのはほかのと変わりませんけれども、物事を壊すときにも合併特例債が使えるというふうになったのが新たな展開だと聞いております。この辺実務にどう持っていくのか、少し本格的にやるということで協議を進めたいと思っておりますけれども、その場合、

合併特例債利用ですから、新町まちづくり計画、これはみなかみ町新設時につくったものです、これの変更をする必要がありますので、その中に新設部分の投資と公共施設の撤去、これをどのぐらいの割合で、どういうものを入れていくのか、これはこれから検討しなきゃいけないということです。合併特例債の活用年限が5年間延伸されまして、平成32年まで合併特例債が使えるという状況に国の状況が変わりました。

ここの部分について、もうちょっと時間を使わせてもらいますと、国のほうの検討では、東日本大震災があって震災特例債を使う市町村があるので、それが使えるように5年間延ばしますと説明していますけれども、あれは私ほうそだと思っています。きょうの最初の答弁で申し上げましたように、合併した市町村が合併特例債を認められていても、経常経費は切り詰められないので、7割は国が面倒見てくれるよといっても、3割を返す段取りができない。したがって合併特例債が使えなかったというのが現状だと思います。

我がみなかみ町は計画どおり合併特例債執行してまいりました。しかし、過疎債が使えるようになったということで合併特例債の使用を一時緩めています。そして、あわせて期間を延ばすことができるということになりましたので、この中で慎重にというか、いろんなバランスを見ながら検討していく必要があると思っています。

それから、この策定については、やはりいろんな要素を入れながら検討していかなくちゃいけませんので、相当難しいということがあると思います。そして、これはそれを幸知小学校に使えばいいのではないかと来ると思うんですけども、もうこれは議員各位よくご存じとおります。町内に撤去しなきゃいけない施設というのがたくさんございます。それぞれの危険度であるとか、あるいは所有形態であるとか、そして公的施設なのか、あるいは非公的施設なのか、わかりやすく言うと、町が持っている学校を壊すのか、民間の方がお持ちのホテルを壊すのかという意味です、私が今言ったのは。

そういうようないろいろな要素を入れながら、今言ったように、起債ができるようになりましたと言いつつながら、限られているものですから、その中の順位づけというのは大事だろうと思っています。これをどう検討していくのか、町内の全ての要因を入れながら組み立てなきゃいけないというふうに思っています。当然その中に幸知小学校の撤去というものは一つの候補として入ってくると思いますし、ここまでお聞きになっているのでしゃべってしまいますが、区から出ている幸知小学校の旧校舎の前の道路が非常に使いにくいと、あそこを県のほうで線形改修をしてほしいといつも要望していますけれども、県のほうも線形改修について否定的ではありませんけれども、町の持ち物の校舎まで壊して線形改良するというのは、仕事の分担としていかなものかとおっしゃっているんで、そういう意味でも撤去というのはしなきゃいけないと思っています。

そしてまた、あそこの幸知小学校の跡地については地形的にも景観的にも非常にいい場所なので、いろいろな、民間を含めての利用形態というのも、これもまた模索していく必要があると思っています。

一言で言わせていただくと、撤去について起債ができる制度になりましたけれども、優先して壊さなきゃいけないと言われている施設が多々ございますので、その辺のことも考えながら検討していきたいと思っていますが、道路の線形を改良するというような要因か

らいつでも、幸知小学校の撤去というのは総体的に優先度のある町の責任でやらなきゃいけないものだろうという認識を私は持っております。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） 大変時間が押し詰まっちゃったんで、余りもう質問はしていきませんけれども、今町長がいろいろ述べましたものについては、22年答弁のときにいろいろ述べていただいた内容が相当含まれておりますので、私自身は納得しておりますが、ぜひとも、少しでも前進が見られる形をお願いしていききたいなど。

当時、保護者と地域のそれなりの重鎮だった方々でそういう協議を進めてまいりました。保護者については、児童生徒がいなくなると声がなくなってくると。それと同時に、その当時に重鎮だった地区の方々もそれなりに年を召してくると発言も少なくなり、声も小さくなってきたということで、こういった場をお願いするというのはほとんどなくなってくるかと思いますが、やはりそれらではなくて、少しでも前向きにということをやまずお願いという形になりますけれども、しておきまして、一応2件目の質問は終わらせていただきます。

何とか帳尻を合わせるために3件目の質問まで入っていきたいと思いますので、お願いいたします。

本件3件目の質問については、大穴ジャンプ台についての質問を牧野教育長のほうへお聞きしたいと思います。

現状のジャンプ台、多分見ていただいたと思います。昭和61年の秋に高速道路の関係で移転されて新しいジャンプ台が大穴にできました。当時は大変ジャンプ台として優秀なジャンプ台ということで、社会的にも大きな反響があったわけでございます。主にサマージャンプ等が行われました。ちょっと私はここに五、六年というふうに書きましたけれども、実際は10年ぐらいはやっていたというふうに聞きましたので、数字的にはちょっと間違いがあったと思いますので、訂正させていただきます。

当時は有名なジャンパー、国内・国外とも来て、一世を風靡したという現状もありました。昭和61年に完成して十一、二年使って、現在は、昭和で言いますと89年になりますけれども、それから八、九年たちましたけれども、それは全く使っていない状態が続いて、今は草木の単なるジャンプ台のやぶになっております。

そういった町の施設が余りにも忍びない景勝地ということで、湯本も含めて、私も何とかならないかなということが今回の質問でございます。あの施設がジャンプ台というふうに見ると、やっぱり一般で来た人は、「何だい、これは」というふうに言うのが現状であります。もし教育委員会教育課のほうで、それらについての考えと、またこれからどんなことをしたらいいかなという考えがもしあるとするならば、ここでお聞きしたいと思うんですけれども、お願いいたします。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） 中島議員の大穴ジャンプ台の今後についてのご質問にお答えしたいと思います。

す。

議員ご存じのとおり、今ご説明いただきましたが、関越自動車道が開通することに伴って、旧水上町の湯原地区にありましたジャンツェをこの大穴地区へ移動したというふうなことでございます。その際に、水上の皆さんは、もともとスキーはこの地域の唯一のスポーツだという誇りと、それから過去に大変多くのジャンパーを生み出している地域であると。しかも、この後を継ぐ若い世代が次々とそのころ育っておいりましたので、その子たちをぜひ有能な選手として育てていきたいという願い、そして、当時余りなかったフォーシーズン使えるスキー場ということで、立派なスキー場をこの地に作ったわけでございます。それが全日本スキー連盟及び国際スキー連盟の公認を受けた70メートル級のジャンプ台でございます。

先ほどお話がございましたように、これが開設されてからは非常に盛んに使われまして、あのにぎわいは、私も今覚えておりますけれども、夏になりますと野沢温泉スキー場のサマージャンプ大会とともに、水上のサマージャンプ大会、これがセットで続けられまして、町の中は大変外人の選手、あるいは日本の有能な選手たちが大変訪れてにぎわったのも覚えております。そういうのに刺激されて中学生等々もジャンプに励んでいただきました。

しかし、平成12年度からルールが改正になりまして、公認ジャンプ台として使用できなくなったというふうな状況に陥りまして、使用できるようにするには相当改修にお金がかかると。莫大なお金であるということ。特にFIS（国際スキー連盟）の公認をとるには大変なお金がかかるということで、これをまた改修するのにも大変であるということで、そのままの状態、公認を取らずに持ってきたと。途中、中学生、高校生も飛んでおいりましたので、地域の方々は途中から子供たちも飛べるような台にしたいということで、いろいろ工夫をされて、スタート台をつくったり、いろんなことをやられて努力をしたんですが、いわゆる根本の構造がもう違うということで、それ以上の改造ができないまま進んでまいりましたし、また子供たちの数も減ってきたと。ジャンパーの数が年々減ってくる中で、次第に衰退へと向かっていって、現在に至っているのが状況であろうと思います。

そういう中で、平成20年、統廃合の検討委員会でCランクの指定を受けました。これは5年後をめどに統廃合しなさいというふうな決定でございますけれども、このジャンツェにつきましては、植樹を考えながら統廃合へという条件をつけていただいたわけですが、その後いろいろと検討を重ねてまいりましたけれども、本体と下の部分ですね、ジャンプをして着地した後の広場等々の非常に大きな規模でございますので、それら全体に係る手ほどきといいますか、手をつけるのが大変難しいところがあり、したがって、一気に廃止等々への動きというのは難しいという中で、下の部分にありました選手の控え室等々につきまして大分年数がたちまして老朽化してまいりました。非常に危険な状態になってきたという指摘もありまして、時々見に行っておりましたけれども、中に資材が入り、いろんなものが入っている小屋でございますけれども、その小屋、それから、下のほうの人工芝の風化が大分進みまして、風が吹くと飛ぶような状況になってきていると。これも近隣の皆さんに大変ご迷惑かけているという状態のお話を聞いております。

したがって、早い時期に、まずは危険性をなくし、そしてご迷惑かけないようにと

いうことで、その部分の改修といいますか、撤廃の方向へ何とか手をつけていきたいというふうなことで、今取り組み始めようとしているところでございます。

なお、本体につきましては、構造上、申し上げましたけれども、コンクリートで固められている台でございまして、これを撤去してということになりますと、本当に大変なお金がかかるということでございまして、先ほど町長のお話がありましたように、町には撤廃するものはたくさんある中で、どういう順位をつけていくか、これ大きな問題でございましてけれども、差し当たってそういうものをにらみ合わせながら、なおかつご質問いただいた植樹の問題、どういうふうに使っていこうとか、また、使うならどういう方法があるとか、いろいろ皆さんのお考えを聞きながら対応していきたいというふうなことで今考えておるところでございます。

下のほうの危険物は何とか早目に対応したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7 番（中島信義君） もう残り時間ありませんので、質問は一応終わりにさせていただきます。

今教育長のほうから答弁いただいた内容は、聞いてみたいことを全部とは言わず、ある程度網羅させてもらいましたので、その理解で進めていきたいと思っております。

先ほども述べましたけれども、私たちの地域は割り方おとなしい地域だと思っております。今まで余り何も言ってこなかった。それだけに、私らに課せられた責任は大変大きいかなと、重いかんと思っております。そういったことを、きょう教育長からいただいたお話をかいつまんで地域の住民の方に説明できればいいと思っておりますので、本日、町長さんを含めて3点の質問を以上で終わりにさせていただきます。お世話になりました。

議 長（河合生博君） これにて7番中島信義君の質問を終わります。

散 会

議 長（河合生博君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。あす6月12日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（13時51分 散会）